

第八十回 参議院商工委員会議録第八号

昭和五十二年五月十七日(火曜日)

午前十時五十六分開会

委員の異動	
五月十二日	
辞任	福岡日出麿君
	柏谷 照美君
	須藤 五郎君
五月十三日	
辞任	八木 一郎君
	対馬 孝且君
	小笠原貞子君
五月十四日	
補欠選任	大島 友治君
	須藤 五郎君
五月十五日	
補欠選任	福岡日出麿君
	加藤 武徳君
出席者は左のとおり。	
委員長 理事	
委員	

○委員長(加藤武徳君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十二日、須藤五郎君、柏谷照美君及び福岡日出麿君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君、対馬孝且君及び八木一郎君が、また十三日、補正俊君が委員を辞任され、その補欠として大島友治君が、また昨十六日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として須藤五郎君がそれぞれ委員に選任されました。
また本日、大島友治君が委員を辞任され、その補欠として福岡日出麿君が委員に選任されました。
○委員長(加藤武徳君) この際、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

○委員長(加藤武徳君) この際、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。
○委員の異動に伴い、理事が二名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
○委員長(加藤武徳君) ただいま議題となりました。
○委員長(加藤武徳君) ただいま議題となりました。

上げましたように石油ショック以来低成長の段階に入りました。やはり何らかの形で利益を追求しなければならぬというようなことが私は大きな原因になっているのではないだろうかと思うのであります。さて加えまして、ここ三年間中小企業の倒産は相当な件数に上っておりまして、中小企業自体が非常に経営が困難になりつつあるといふようなことから、お互いやはり利益を求めるという中における対立が先鋭化しつつあったというふうに私は理解をいたしておったわけであります。でありますするが、私は今後とも、この法案が成立をいたしましても、さらにこういった分野問題については相当長期的に立ちますならば紛争の事例は絶えないのではないかどうか。言うならば成長時代にとってはこの紛争問題を切り離して考えることはでき得ないというふうに考えておりますが、今後のこの紛争の見通しと申しますか、本法案成立後にどういうような事態が予想されるのか、この点についてお考えがあれば承っておきたいと思います。

ましては、これは現実の感じでございますが、分野問題は昨年がやはり一つの山でございまして、たくさんの方のケースが次から次へと出てまいりましたが、昨年の暮れぐらいから少し問題の発生件数が減ってきておるような感じがいたします。その背景としては、やはり政府として分野立法ということについて積極的に手がけていく、ここに新しいルールがいま芽生えてきておるということを大企業自身も非常に強く意識をし、そういう背景のもとに、これからのお出でについては中小企業の問題もある程度配慮しなければならないというふうな雰囲気が次第次第に強まっていると、こういうことの裏づけではないか、こう見られる面もあるわけでございます。

いろいろが減るだらうかということについては両様の見方があるわけございますが、私どもは、いづれにせよ今回の立法によりまして新しいルールづくりが行われることになるわけでございますので、どのような事態に対応いたしましても、せつかりつくりました新しいルールというものが生きて使えるように、そして中小企業の役に立つ立法であつたということが皆さんに納得していただけ るような運営をしていきたいと思っておるところでございます。

○森下昭司君 昨年末に提出をされました中小企業政策審議会、この「意見呈申」の内容は対立いたしまして、規制対象業種の指定は行わない。それから小商業は対象としない。大企業の進出に関する紛争が生じた場合に、関係中小企業団体の申し出によって主務大臣が調整措置を講ずる。第四に、調整措置の内容は、進出大企業に対し、事業計画の縮小あるいは一時停止等の勧告とし、従わなかった場合は公表するものとし、主務大臣の命令及び違反者に対する罰則は含まないようにするというものでありましたが、この程度では規制内容も緩やかでありますし、中小企業者の保護に実効を期し得ないということで、衆議院段階におきまして事前調整あるいは命令、罰則規定が加えら

○政府委員(岸田文武君) この問題がそもそも具體化し始めたのは、昨年の五月におきまして衆議院の予算委員会において各党一致の決議が行なわれ、それによりまして政府としても早急にこの分野問題についての新しい立法措置を用意するようになります。そのことが要請されまして、これが一つの大きな転機になつてゐるかと思うわけでござります。その要請を受けまして、早速七月からいまお話しございましたように、中小企業政策審議会の中にこの問題についての特別の小委員会を設けまして、会長には中小企業政策審議会の会長みずから小委員長を務めていたただくといふような異例な扱いによりまして、この問題についての検討に入つたわけでございます。自來、月に二回、場合によつては三回、会合をいたしたこともございますが、回を重ねまして十一月までに合計十一回の議論を行ひました上で答申を得たという次第でござります。正式には十二月に中小企業政策審議会自身でそれを承認をしていただいておる、これが從来の経緯になつておるわけでございます。

私どもはその審議の経過を振り返つてみてまして、審議会の小委員会におきましては中小企業の方々の代表も当然入つて活発なる議論をされましたが、それに加えまして、大企業の側の反響はどうであるか、あるいは消費者の受けとめ方はどうであるか、あるいは学識経験者としての立場からこれについてどう考えるか、各界の意見をもうほんば十分に議論をしていただいた上での結論であると私どもは受けとめておるところでございます。その意味におきまして、私ども立案をいたしましたときにはこの答申の線を基本的には尊重いたしながら、その後私どもなりに各界の意見をお伺いしました結果も取り入れて作成したのが政府の当初提出申し上げました原案になつておる次第でござつたのではないかと私は思うのであります。この点いうお考え方をお持ちになつておるのか、この点をひとつお尋ねいたしたいと思います。

その内容としましては、いまお話をもございま
したように、業種指定の問題については恐らく後
からいろいろ御質問もあろうかと思いますが、こ
れは議論の末に、これは採用することが適当では
ないのではないかという答えになつております。
また、お話を中にございました命令、勧告の問題
につきましては、いまの経済情勢のもとで本当に
実効のある、また弾力的な運用をするためには、
むしろ勧告段階でとどめることによつて実効が上
げ得られ得るというふうに一応私どもも考えた次
第でございます。ただ、御承知のように、衆議院
におきましていろいろ御議論がございました中
で、特に命令、罰則の問題につきましては、單な
る勧告では法律上の担保が不十分である、大方の
場合は政府の言うように勧告、公表によつて実効
が上げられるにしても、やはり最後に伝家の宝刀
といふものが用意されている方が一層勧告自身も
生きて活動できるのではないか、こういふいわば
私たちの議論を超えた高度の政治的な御判断が各
党から強く出されましたことを受けまして、国会
の修正が行われ、また政府としてもそれをお受け
をするとということになつた次第でございます。

以上の経過を振り返つて見ますと、私どもは中
小企業政策審議会の答申の基本的な考え方といふ
のは、私どもなりにやはり今まで生きておると
いうふうに考えますものの、なおその運用をさら
に実効あらしめるための手段の面におきまして、
命令、罰則という、より強い手段をとるべきであ
るということが一步そこを、審議会の答申を踏みみ
出たものであると、かような理解が一応適切なの
ではないかと思っておるところでございます。

○森下昭司君 私は、この衆議院の修正ができま
したことによりまして、審議会が「意見具申」を
いたしましたものを尊重し、さらにいま御答弁を
お聞きいたしますと、さらに各界の意見も聞いて
されました内容とを相対的に比較いたしますと、

法案の性格がかなり違つてきたのではないだろうかというような感じがいたのです。ありますが、その点についてはどうお考えですか。

○政府委員(岸田文武君) これは私自身の感想でございますが、私は審議会でのように非常に熱心に御議論をいただいてきたということはやはり非常に意義の深いことであるし、またその審議の経過といふものは私どもなりに十分尊重してしかるべき内容を持っていましたと思うわけでござります。違つております点としましては、先ほど命令、罰則の問題を具体的に例として申し上げたわけでございますが、さらに細かい点といたしましては、当初は審議会の答申におきまして紛争の調停といふところに特に議論を集中させていたわけでございますが、結果として私どもが取りまとめました法案には紛争の調停といふような用語が消えておる点、この辺が多少ニュアンスの違いとして受け取られる面ではないかと思つておるところでございます。実質は私、余り変わつておると思ひませんが、紛争の調停といふようなとらえ方をいたしましたと、いわば大企業と中小企業に相撲をとらせ、政府自身あるいは行政機関がそれの行司役を務めるというような印象にも受け取られかねないということから、もつと政府自身が立法した基本的なスタートに返り、また中小企業政策審議会でも御議論をいただいた原点に返りまして、この法律の目的におきましては中小企業の事業機会の適正な確保を図るということを基本的な課題とし、また理念として条文の取りまとめを行つたというような経過と私どもは理解をいたしております。

○森下昭司君 私は、本法案の目的は、まず第一に、大企業の進出に対しまして中小企業の事業分野を実質的に確保するということ。第二は、大企業の進出によつて生じた紛争を調整するということの二つの考え方があるわけですが、中小企業政策審議会の「意見具申」は、中小企業者の調整の申し出は、現実に大企業の進出が行われて紛争が生じた場合に限られている。あるいはまた、調整

前調査でありますとか、あるいは調整規定といふものが入れられ、さらに衆議院の修正で、いま申し上げたように命令、罰則規定等が盛り込まれたわけであります。いわば中小企業の事業分野を実質的に確保するという性格が衆議院の修正によって強まつたと私は考えるべきではないだろうかと思うのであります。したがつて、中小企業政策審議会が、たとえば「勧告措置によって十分所期の目的は達し得るものと考えられる。」「勧告及びその違反についての公表を以て対処すべきものと考える。」というようなこの「意見具申」の考え方からまかりますれば、衆議院の私は修正によりまして法案の性格そのものが非常に強化をされた、中小企業の分野を確保するという、実質的に確保するというふうに強化をされた。いわば法案の性格が変わつたというふうに考えられるのではないかだらうかと思うのでありますと、重ねてこの点についてのお考えをお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) この問題は、そもそもの経緯が、先ほど先生からお話をございましたよ

うな具体的な案件に對していかに対応するかとい

うことがきっかけになっておるわけでござります

が、その精神をさかのぼつてしまりますと、やはり中小企業基本法第十九条に返つてくるのではないかと思っておるところでござります。十九条には御承知のとおり、中小企業の事業活動の適正化がいかと思っておるところでござります。十九条にいう前段のもとに、それでは技術的にどうするかということをあれこれ私どもも考えました未

に、業種指定にかわるべきものとして事前調査制

という条文を、政府原案をつくります段階で取り入れることにした次第でござります。したがいま

して、その部分につきましては答申の中に具体的

には書いてございませんが、答申の基本的な気持

ちを損なうものではなく、むしろそれをより補強

する手段であるというふうに理解してよろしいの

ではないかと思っておるところでござります。

他方、命令、罰則の問題につきましては、これ

はいまの業種指定の問題と並びまして大きな議論

の焦点になつたことでござりますが、やはり審議会の議論におきましては、一方では中小企業者の

側から非常に強い規制をせひとついただきたい

という要請があつたのに対しまして、他方では、

消費者側からはそのような強い規制をとることは

結果としては消費者の利益に反するから、なるべくソフトな規制、むしろ率直に言えば法律がなく

ても何とかやれるのではないかと、こういう意見

がございまして、この両方の意見を何とか一つの

答申に取りまとめるべく苦心を重ねて得た結論

が、先ほど申しましたように勧告、公表という手

段になつたわけでございまして、それを命令、罰

則といふような形に高めますことは、確かに審議会の答申から言いますと一步前進ということに理

解されるわけでござります。しかしながら、これ

はまた後ほど恐らくお尋ねがあらうかと思いま

すが、やはり基本的な考え方においていろいろの

問題がある。特に、技術的に見まして、これを実

務上取り上げるときの難点がかなり大きいものが

あるというようなことから、これを採用いたしませんでした。

しかしながら、この業種指定を行いたいという

御希望のさらには背景にあるものは、せんじ詰めて

言えば、やはりなるべく早く問題をキャッチして、

そして問題がこじれる前に適切な対応策を講ずる

ことが一番大切なことであるという気持ちであらうと私どもなりに理解をしたところでございま

す。その理解自身は中小企業政策審議会でも恐らく御承知のとおり、中小企業の事業活動の適正化を確保するといふふうに強化をされた。いわば法案

の性格が変わつたというふうに考えられるのではないかだらうかと思うのでありますと、重ねてこの

点についてのお考えをお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) この問題は、そもそもの経緯が、先ほど先生からお話をございましたよ

うな具体的な案件に對していかに対応するかとい

うことがきっかけになっておるわけでござります

が、その精神をさかのぼつてしまりますと、やは

り中小企業基本法第十九条に返つてくるのではないかだらうかと思うのでありますと、重ねてこの

点についてのお考えをお尋ねいたします。

○森下昭司君 いろいろお話をございましたが、私は、まあ前の答弁で長官が言われました、政治

的判断によつて修正が加えられたといふうの方

がやはり正直な話じやないだらうかと思うのであ

りますして、まあ一步前進であることは間違いない

と思います。そういう点で私は、やはり政治的判断によつて修正が行われたという前提はあるにい

たしましても、調整を目的としたしました提案の趣旨からまかりますれば、調整措置に関しまして

命令、罰則規定を加えたということは、より強い

性格をあらわしたわけであります。また仮に、いま長官か

らお話をございましたように、いろいろとより補

強されたものであるという理解をすればいいとい

うような考え方方に立った場合に、この中小企業政策審議会におきまして硬軟両様の意見があつたようございますが、それを取りまとめるためにこなせざるを得なかつたというようなことは、やはり私は一つの政府案を提出するに当たりまして、審議会の意見は意見とし、そしてそれに先ほどの答弁にありましたように、各界の意見をさらに聞いたということありますから、実質的に中小企業の分野を確保するためにはどうすべきかといふ観点から政府原案が国会に提出されるのが望ましかつた。つまり、衆議院階段におきます言葉ならば修正を受けなくつてもいいように政府原案をつくるべきではなかつたかという見解を持つものであります。

逆に言えば、中小企業政策審議会のいわゆる「意見具申」などが実態にそぐわないために、つまり硬軟両様という妥協をいたしましたために実態を無視して「意見具申」が行われたのではないだろかという危惧を持つものであります。そういううえについて、私は、この中小企業政策審議会におきます「意見具申」というものは、単なる硬軟両様の意見を取りまとめたための具申であつたのか、それとも中小企業の分野を確保するという今までの実態、経緯等を踏まえてこの「意見具申」がなされたのか、この点についてどう政府は受けとめるのか重ねてお尋ねをいたします。

○政府委員岸田文武君　御議論の点は、特に命令、罰則の点に集中をしておるのではないかと馬鹿わけございまして、命令、罰則を入れなかつた審議会における経緯は先ほど御説明いたしましたとおりでございますが、結論として整理をいたしてみますと、背景としては次のようない点が挙げられるのではないかと思ひます。

一つは、自由经济体制におけるルールづくりと強いほどいいというふうに簡単に言い切れないものがあるという点が第一の点でございます。

それから第二の点は、仮に命令、罰則という強い規制を行いますと、やはりそれを発動するため

の要件といふものが非常に厳密に法律の中に書き込まれなければいけませんし、また発動の態様と、いうのも法律の中できっちり限定をされざるを得ないということが第二の問題かと思っております。私どもはそのように限定的に命令を使うというような形よりは、むしろ裏をとって、弾力的な勧告、公表というものができるようになります。今後いろいろなケースが起こってくる場合に、かえつて実効のある調整ができるのではないかと考えた点が第二の点でございます。

またさらには、第三につき加えますれば、従来たくさんのケースを手がけてまいりましたが、いわば行政指導段階におきましてはほとんどのケースが一応の解決を見ておるという実績がござりますし、特に新しい法律ができまして、正式に法律上の取り扱いによって審議会の議を経、そして法律上の裏づけのある主務大臣の勧告が行われる、こういう体制になりますと、いまの世の中であれば、大企業としてもそれを押してわがままを言うというようなことは恐らく社会的な常識としてはほとんど考えにくいくことではないかと、こういった実態判断が第三の理由に挙げられるかと思うわけでございます。

以上のような三つの理由から結めてみますと、命令、罰則という手段をとることをいたさなかつたわけでございますが、衆議院の御議論は、そのような議論 자체はわからないわけではないが、しかし、命令、罰則というものが最後の伝家の宝刀として用意されている方が、勧告という手段が一層強くなるということ自体は否定できないであろうと、こういった点が特に各党から一致して御議論が出てまいりまして、そのようなことであれば、私どもは伝家の宝刀なくしてもやれるということに対して、むしろあつた方が有利であろう、こういうような見方の相違が最後に残った問題ではなかつた方がよからうということが各党御一致のしまして、先ほど申し上げましたように高度の政治的な御判断ということから、やはり伝家の宝刀があつた方がよからうということが各党御一致の

○森下昭司君　いま三つばかり理由を述べられました。特に三番目の、大企業がわがままを言うようなことは社会常識上ないと思うというお話を、あつたわけあります。これはまた後ほど一遍具体的にお尋ねいたしますが、キュー・プリントの問題は解決をしたわけでもありませんし、あるいは段ボールの新潟ニードバックなどの問題もこれも解決したわけではございません。というような事例を考えてまいりますと、大企業は社会常識上わがままを言つたり、あるいは通産省の行政指導によつて一たん当該業界と何らかの形で協議が成立をいたしました後に起きましても競争が統いておるというのが今日の私は現状ではないかと思うのであります。そういう意味からましまして、私は非常に政府原案は微温的な調整機能を果たせば事足りるという考え方があつたということはこの際さらに明確にしておきたいと思うのであります。

そこで、公正取引委員会の委員長がお見えになつておりますので、委員長にちょっとお尋ねをいたしたいと思うのであります。

現在、本法案と並びまして、きょうここで趣旨説明がございました独占禁止法の改正案は、大企業の寡占化に対応する競争促進的な性格が強いのに対しまして、本分野法は中小企業の事業分野を保護するという競争制限的な性格が強いので、両法案は相反する性格を持つてゐるという見方が一般的に強いと言われております。これにつきまして公正取引委員長といたしまして所見はどのようをお持ちになつておられるのか、最初にお尋ねいたします。

すかしい問題が起こつてまいります、それを解決する場合にどうしても自由競争法のたてまえから解決するか、統制法のたてまえから解決するか、私はアプローチの仕方が二つあると考えます。それで、競争法のたてまえというのが独禁法のたてまえでございまして、公正な自由な競争のもとでいろんな分野が共存共栄して消費者の利益を図っていく、こういうたてまえを賣きますれば、これでは独禁法第一条の目的に十分かなう問題でござります。ところが、御審議に相なつておりますいわゆる分野調整法の問題の経過を振り返つてみますと、そこには資本あるいは規模等において優越しておる大企業が中小企業の分野に出てくるといふと、そのこと 자체が問題なのであって、そこにいわゆる不公正な競争、不当な制限というようなものがあれば独禁法で排除できますけれども、独禁法上そう言えない状態において大企業が中小企業の分野に進出する、そのことがどうも望ましくない。そういう形での大企業と中小企業の調和といふのが必要だと、こういう点が色々入つておるようを考えられるのでございます。この二つの考え方の調和、これがこの法案の非常にむずかしい、また解決しなければならない問題であろうかと存じます。

それで、御承知のように独占禁止法の考え方の中にも弱者保護、中小企業保護といふ観念はこれは十分入つておる問題でござります。そういう観点から申しましても、従来の大企業の不公正な取引等を排除するという点を超えた一つのや次元を異にした問題が立法政策として入つてしまつてくるのではないか、といふように私は考えますので、これが矛盾する、あるいは矛盾しないというふうに一概に断定せずに、どの程度のところでその調和を図るのがいいのか、大企業も中小企業も御承知のようだ独禁法上は消費者に対して商品なりサービスを提供いたします事業者でございます。大企業、中小企業の調和を図ると同時に、消費者を入れた三者の調和というのが最も私大事であると思いますので、そういう点から法案が御審議さ

れ、またその成立の時には運用に十分注意していく
たゞくといふことが大事なのではないか、このよ
うに考えますので御批判を願いたいと存する次第
でござります。

まして、委員長は、公正取引の確保上問題があることは技術革新がおこりますとか、消費者の利益が阻害されるとか、日本の産業や中小企業のためにならないというような、断片的ではありまするが、言葉の端をとらえればそういったことをお話をになったことがあるわけであります。これは昨年のちょうど七月ごろのお話でございますが、こういうような御発言があつて、いまの御答弁を聞いておりますると、なかなか私率直に申し上げまして矛盾を実は感ぜざるを得ないわけであります。昨年、そういうような分野法に対しまして、あるいは独禁法の改正は別の機会でありますから、独禁法の改正に対しましても、弱者保護だけではだめなんだというようないわゆる考え方も述べています。昨年、そのうえで、そういう分野法の問題になつていて、やはりいま申し上げたような言葉の端をとらえるようですが、お話を聞いておりまするよりは、この二点についてどういうお考え方をお持ちになっているのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(澤田悌君) 私、この分野調整問題がございますが、いろいろ御批判のあるところかと思いますので申し上げますが、先ほども申しましたように、独占禁止法のたまえから申しますと、大企業も中小企業もそれぞれの特色を生かし、共存じますので申し上げますが、先ほども申しました。

サービスを提供する、それによって一国の経済がともども繁榮する、こういうことが望ましいわけありますから、そこで行き過ぎた規制といふことがありますと、中小企業の分野における刺激があるは技術改善等の意欲、いろいろ刺激がなくなるおそれがござります。ですから、こういう問題は消費者、大企業、中小企業、三者の調和という点から、しかも独占禁止法を若干超えた立法政策の問題として検討する必要がある、こういふ趣旨でいろいろと申してきたのであります、独占禁止法の一般論のたてまえだけをちょっと強く取り上げますと御批判のような点も出てまいるかと存しますけれども、そういうことでなしに、これは一つの立法政策の問題ともなつておりますので、この調和のための立法と適正な運用ということが最も大事である、こういう希望を申し続けてきたような次第でございまして、御理解を願いたいと存します。

○政府委員(濱田悌君) 中小企業政策審議会の答申によりまして当初の案ができた経緯は存じておりますが、衆議院におきまして修正されて、そこに命令、罰則という規定が入つてまいったのであります。これは先ほど中小企業庁長官から御答弁がございましたように、一步前進であるといふ意味で、また政府案より新規参入——独占禁止法のたまえだけから申しますと、新規参入とか競争の制限とかという色彩が少し強く加わったといたします。これを全部否定するわけには私はいかないのではないかと思ひます。しかし、それを、そういう修正が行われた上でなお先ほど申しましたような一つの立法政策として大企業、中小企業、消費者、三者の調和という観点からこれが是認され、かつ運用に注意をされねばならないんだと、こういうふうに考えておるわけでござります。

りますが、本法案は非常に競争的制限が強いと言わざるわけでありますけれども、このことは、大企業と中小企業との間の関係ではそういう言葉も当てはまるのではないかと思うのであります。が、現在この中小企業性の業種の中におきましては、盛んに同じ中小企業同士が過当競争の状態に置かれている場合が多いのであります。そうした状態の中で大企業が進出をした場合には、中小企業の多くは経営基盤を失われてしまうということに、この問題の私は本質があると思うのであります。大企業の進出が規制されたからといって直ちに中小企業の企業努力が損なわれるということには、ならない。いまも委員長自身から刺激がなくなっているというお言葉がございましたが、私は中小企業者自身で同じよう過当競争が行われておりますから、企業に対する改善の努力なり、あるいは自助努力なり、あるいはまた合理化の問題等についてそれ自身やつぱり当該企業は当たっているわけであります。こういう点は私はやはり日本の中小企業の置かれております複雑な構造の一端ではないかと思うのであります。一応こういった中小企業の過当競争の現状において本分野法といふものが私は生まれざるを得なかつた背景があると思うのであります。今日のこの中小企業の実態について、もしも委員長の御所見がありますれば御見解を伺っておきたいと思います。

○森下昭司君 次に、私は大企業の進出によります。市場支配の問題について若干お尋ねをいたしておきたいと思うわけであります。

通産省は、各事業分野における大企業と中小企業の市場の関係は流動的なものである、中小企業性業種が大企業性業種に変わっていく事例は多く見られるので、中小企業の事業分野を固定的に決めるのは問題であるという考え方があるようになります。そうした市場構造の変化が正当な競争過程を経て行われていたのであればまだしも、大企業でしかできない戦略で中小企業の市場が食われていくといったらば、それはまさに私は大企業横暴であると言えると思うのであります。

たとえば、清涼飲料界は昔はサイダー、ラムネといったものが主流で、中小企業メーカーが多かったと思うのであります。ところが、そこに戦後コカコーラが上陸をいたしまりまして、外資の会社でありまするので、戦略をいたしましてマスメディアを利用した徹底した消費者への広告作戦がとられたわけであります。マスメディアによる広告は中小企業ではできないもので、莫大な広告費の投入により直接に消費者へのイメージ作戦を通してブランドを売り込み、市場を拡大していく、こういう経過は私は否定することができないと思うのであります。現在では清涼飲料界の市場の大半をコカコーラに占められることになりましたが、価格操作も自由に行えるまでになっています。このように中小企業が大企業に駆逐されたのは製品の品質による差ではなく広告力による差であるといったらば、公正な競争さえも害するものであります。こうしたことにも考えて、大企業の進出については関係中小企業への影響について慎重に私はやはり検討をすべきものであると思うのであります。この点についてのお考え方をお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 大企業と中小企業、非常に分野が流動的であるというお話をございました

が、実は先般発表いたしました中小企業白書の中でもその間の事情を分析をいたしております。簡単に御披露いたしますと、昭和四十五年から十九年までの間に中小企業性業種、それから共存業種、大企業性業種、どういうふうな変遷をたどったかという分析でございますが、その際中小企業性業種といふのは、大企業の出荷比率が七〇%以上の業種を大企業性業種とくりまして、中小企業の出荷比率が七割以上の業種をここでは小企業性業種とくつております。また、大企業性業種といふのは、大企業の出荷比率が七〇%以上ある業種を大企業性業種とくりまして、両方に入らないものを共存業種と、一応三つに区分したわけでございます。この四十五年から四十九年までの間ににおけるその三つのグループの間の流動状況を見てみますと、中小企業性業種が四百二十四にふえております。その主な原因は、共存業種からかなりの多くの数が中小企業性業種へ移行したという点が挙げられます。それから共存業種が百三十三から百三十七に動いております。これは、一方ではいま申し上げましたように中小企業性業種へかなりの数のものが移行しながら、別途大企業性業種から共存業種の方にかなりの業種が移行しておるということが統計的分析の結果あらわれておるわけでございます。これはこのようないろいろな各グループごとの流動というのは、その前の時点をとりましても同様の姿でございまして、量のいい悪いによつて流れの方向はいろいろ違つておりますものの、三つのグループといふものが必ずしも固定的でないということは御理解をいただきたいと思うわけでございます。

該当するケースがございまして、こういうような場合であるならば、むしろ公正取引委員会において不公正な取引方法としてしかるべき措置をお願いをするという形にならうかと思うわけでござります。ところが、大部分はそういう形ではなくて、実は新製品を開発をして乗り出してくるとか、あるいは既存の設備を拡充して乗り出してくるとか、あるいは従来の設備の稼働率を上げてシェアを拡大するとか、さまざまなケースが現実に行われておるわけでございます。したがいまして、私ども今度この法律が仮に成立をいたしました暁に、これを運用する立場からいたしますと、やはり大企業が進出するときの進出の仕方なりあるいはその規模なりということをよく見きわめて、この法律をうまく運用をしていくことが特に大切であると痛感をしておるところでござります。一方でやはり消費者の利益といふことも考えなければいけませんが、しかし、中小企業の方々がいままで平穎に仕事をしてきたのを翌日からたちまち路頭に迷うというのは、いかにもお気の毒なことでござります。私は中小企業の方々は多少の時間をかけければお互いに力を合わせたり、あるいはみずからの方で大企業に負けないような対抗力を備える可能性というものは幾つかあるだらうと思っておりますものの、そういう時間の余裕もなしに大企業が進出するというようなことではこれはもう問題があるだらうと、こういうことを過去の事例から感じておるところでございまして、やはりそういう問題のある場合には必要な調整ができるようになりますがこの新しい法律の意義であると、こう理解をいたしておるところでござります。

この事例として、こういう広告力によって製品の販路を拡大していく、市場を占有していくといふものについて、分野法そのものは何は対処でき得ないのでないかということを一つの問題として私は出したわけであります。たとえば公正取引委員長は、不当ないわゆる販売方法によらなければ独禁法によって対処できない、ですから独禁法上品を売るということは不当な行為でも何でもない線を超えた政策立法の問題としてこういった法律案ができただろとうと、いうことを先ほど御答弁になつておられるんです。やはり広告宣伝力を使って製品を売るということは不当な行為でも何でもないわけであります。現実にいまサイダー・ラムネというものが昔のなつかしいものになつてしまつた、それだけが、新製品がコカ・コーラで、サイダー・ラムネの業界が新製品のいわゆる開拓に努力をしなかつたらこうなつたんだというふうなきめつけ方は私はでき得ないのでないだらうかと、こう思つんであります。

こういうような問題について、この分野法で果たして歯どめをかけることができるのかどうか、私は大変な問題だと思うわけであります。この点について、これはひとつコカ・コーラを一つの例にしたんですが、今日コカ・コーラだけでなく、あらゆる製品の販売というものは広告力によって行われているわけでありますから、他の大企業だって中小企業の分野に進入しようと、参入しようとなれば、広告力によって市場を拡大することができます。さういふわけであります。そこで、現に広告の中に何が多いかと言えば、化粧品とか、あるいは何といいますか、薬とかいろいろなものがあります。薬屋さんだってピンからキリまであるわけであります。そういうようなことを考えてまいりますと、これは単なる一つの事例として出したわけでありますけれども、こういう問題に対し分野法は無力であるというようなことになりますれば、仮つて魂入れずということにも結果としては相なるのではないかという考え方があるわけであります。したがつて、私、重ねてお尋ねいたしますが、こういう問題についてどう対処なさるのかお尋ね

○政府委員(岸田文武君) いまの点については二つのことを申し上げたいと思います。

一つは、広告力の圧倒的な差によって市場占拠率が大きくなつていい、このこと 자체は分野法の対象としては直接取り上げにくい問題でございまが、実は広告力を背景にして売り上げが伸びてまいりますれば、当然やはり私は設備の拡張ということが相伴つてまいるのが通例であろうと思つておるところでござります。そこで、設備の大幅な拡張をして、それによつて從来の需給事情が変わつてくる、そしてそれによつて中小企業の經營が大きな影響を受ける、こういう場合にはまさに分野法の問題になり得るというふうに考えておるところをございまして、必要な調整を行なうことが場合によつて可能であるというふうに理解をいたしております。

それから第二点に申し上げたいのは、たまたま清涼飲料水の事例をお話ございましたが、清涼飲料水の事例は中小企業政策でもかねて前からいろいろ問題のあつたところでございまして、コカコーラの進出を一つのきっかけとしまして、清涼飲料水業界が近代化促進法の対象業種として指定されまして、お互いに何とか新しい道を切り開こうではないかということで苦労をして、その成果もありまして、一時非常な勢いで落ち込んでいた従来の伝統的な清涼飲料水の業界のシェアが最近ではある程度食いとめられてきておるというところまで来ております。あいだ嗜好性のある業界の場合には、まだまだいろいろ工夫の可能性もあるうかといふうに考えておるところでございまして、私どもも清涼飲料水業界の努力についていま後とも支援をしてまいりたいと思っておるところでございます。

○森下昭司君 また後ほどお尋ねいたしますが、今度は個々の大企業が進出いたしました業種の実情等についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

現在、中小企業性業種に大企業が進出したため

に、クリーニング、軽印刷、青写真、書店、紙器、葬祭、めがね、かまばこ、家具、貴金属、時計、涼飲料、LPGガス、和洋菓子等の業種の相当数に及ぶ中小企業者が経営の危機に陥つておるわけあります。その実情につきまして新聞等にある程度伝えられておりますが、最近喫煙具、コンニャク、遊技場等の業種にも同様な事態が生じてきておりましてお尋ねいたしました。

わゆる過去に紛争が起きたものはともかくといたしまして、最近紛争が起きるであろうと予想されておりまする業種の実情はどうなつておるのか、この点についてお尋ねいたしました。

○政府委員(岸田文武君) 最近になりまして問題が起つた事例、私どもでキャッチしております中から主なものをお申し上げますと、一つは山崎製パン株式会社の生菓子工場の拡張の問題でござります。それから二つ目には三越の葬祭コーナーの創設の問題。それから三番目の事例としましては、三重県に本社のあるスーパークリーク産業株式会社が自動車整備業へ進出するという問題。そういう問題が主な事例として挙げることができます。

ただ、いま申し上げました三つの件につきましては、いずれも農林省、通産省、運輸省等の行政指導によりまして和解が成立をいたしたところでございます。ただ、これで問題が済んだというわけではありません。いろいろな業種で問題が起つたところでもうふうに思つておりまして、その間の実情につきましては、中小企業調整官の活動、あるいは各商工会あるいは商工会議所に置いております分野問題に関するモニターの活動によりまして問題を早目に発掘をして、それに対する対策を打ち出していくということについて、從来以上に今後とも努力をしてまいりたいと思つておるところでございます。いまのところ、特に新しい問題が私どものところに持ち込まれて調整の対象になつておる具体的な案件は、一応ほとんど片づいているというのが実態ではないかと思つて

おるところでございます。

○森下昭司君 いやいや、長官、私は前提として、新聞等の報道によればこういったものも将来問題になると言われていますよ、というので、その点についての見通しを聞いておるのです。事例として紛争を調停したとか、報告があつたとか、そのことを聞いておるわけあります。こういった点についての何か見通しを持つておるのかと聞いておるのです。

○政府委員(岸田文武君) 私も御指摘の新聞を読みまして、まだいろいろな業種が問題を持っておるなかで、どうぞ感じておりますが、いまのところ現実に私どもの手元まで持ち込まれておるわけではございません。ただ、あいだ新聞報道にも出ておりますように、今後ともいろいろな形で問題が起つて来るだろうというふうに理解をしております。

○森下昭司君 そこで、軽印刷の問題と岩城硝子の問題でちょっとひとつお尋ねいたしておりますが、お尋ねをいたしました趣旨は、簡単に言えば、協議が調つてお互いに双方合意したにもかかわらず、その後紛争が引き続いて長引いている傾向があるのではないか、という点についてであります。

ただ、いま申し上げました三つの件につきましては、いずれも農林省、通産省、運輸省等の行政指導によりまして和解が成立をいたしたところでございます。ただ、これで問題が済んだというわけではありません。いろいろな業種で問題が起つたところでもうふうに思つておりまして、その間の実情につきましては、中小企業調整官の活動、あるいは各商工会あるいは商工会議所に置

認を迫つたのであります。通産省はいわゆる出店そのものについては撤退を求めるわけにはいかないという、既成事實を認める態度に出たと言わざいます。こういうような問題がありますと、キュー・プリント側が全国を対象に月に一店舗程度のベースで設置をしていくといふことがありますと、同じようなことが繰り返されてくるというふうにも思つてあります。

さらにもう、昭和五十年の五月には北海道帯広市におきまして、地元の中堅印刷会社を契約店といたしまして、フランチャイジーの展開に乗り出したわけであります。この帯広の問題につきまして、いわゆる帯広の出店についての手続の不備を通産省は認めましたものの、これまで既存の事実といたしまして撤回を求めることができないというような措置をとったわけでありまして、この問題等を考えましたときに、先ほど御答弁がありました、大企業といつもののがわがままを言つて社会常識上横暴をすることはないと答弁と相反した事実が私は行はれていたのではないかというような考え方を持つものであります。この点についての実情についてお尋ねする次第であります。

○政府委員(岸田文武君) 具体的な問題でござりますので、担当課長からお答えすることをお許しいただきたいと存じます。

○説明員(小野雅文君) いま先生御指摘のようになります。しかしながらお答えすることをお許しいただきたいと存じます。

ところが、キュー・プリントがいわゆる通産省の行政指導でこういう結果を了承しておきながら、たとえば昨年の九月には千葉市に開設をするとあります。そこで、千葉店、帯広店とともに出店の際には一応私どもの方で調整をやりまして、中小企業の団体の方の了解を得た上で、私どもの方としては両者の調整を図つたわけでございまして、一方的にキュー・プリントの言い分だけを通しまして、中小企業の方の言い分は聞かなかつたというわけではなかつたわけでございます。

○森下昭司君 しかし、帯広並びに千葉の出店問題は、通産省の行政指導に——私がいまおたぐくの方からいただいた資料に基づきまして二つの点を述べましたが、このいわゆる二点の合意の内容にいりまして、現に幾つかのチエーンが中小企業だけの力でもって展開をいたしております。こういふ点もやはり中小企業の自助努力として評価できる面ではないかと思っておるところでござります。

○森下昭司君 いや、長官、いい刺激になつたというそのことをいま言わされました。私はやはり出店そのものが手続上不備であったことは当然であります。出店したものをおそれを撤退させると

したこと、つまり開設を認めないとどうことは現行法律ではでき得ないという前提がありますから、仕方なく認めざるを得ないということになります。おるんですよ。私が聞かんとするのは、行政指導、行政指導といつて今まで紛争の調整に当たつておみえになつたわけありますが、この軽印刷業界におけるキュー・プリントの態度を見ておられますと、行政指導というものは、これを犯して出店することによって社会的制裁も受けない。長官からは、かえつて刺激になりましてと……。中小企業局長官は中小企業を守る立場ですよ。自らのところが行政指導した協議内容が犯されているのに、その犯された実態を指摘しない、刺激になつたという評価だけをする。全く私は中小企業を守るという姿勢がない、考え方がないということをこのキュー・プリント問題について指摘せざるを得ないと思つております。これは先般の最初の協議事項が合意をいたしましたときに、昭和五十二年三月に再協議をするということになつておりますが、再協議の具体的な内容はどうなつておるか、お尋ねします。

○説明員（小野雅文君）その後、私どもの通産省の方でも立ち会いまして、キュー・プリントの方と中小企業の方とで話し合いを行いました。現在国で分野調整法等が議論されている事態にかんがみて、現状のままで一応凍結しようということになつております。凍結の内容と申しますのは、先ほど長官が答弁いたしました直営店2店、それからフランチャイジー2店、これ以上にはふやさないということでございます。

○森下昭司君 では次に、私、岩城硝子問題についてお尋ねをいたしておきたいと思うわけであります。

これも非常に問題になつたところであります。通産省が行政指導をいたしまして、製造品目を限定し、既存業界と協調を保つて混乱を起こさない、万一千のような事態が生じたときは貴省、つまり通産省の行政指導に従うという念書を入れ

て、昭和四十年に設立をされた経緯がござります。それからその後いろんな紛争が起きまして、言うならば昭和五十年十二月二十六日、ブロー成形法によるものは今後一年間は四十九年後の出荷実績程度とするということで和解ができるわけであります。ところが、このいわゆる自動成形機は、四十九年度の実績程度ということになりますると六〇%程度の継業率しか保てないというので、一たんは合意をいたしました岩城硝子は、これを改めて通産省側に対しまして緩和をしてもらいたいという希望を出したが、このときは通産省は拒否をしたと、いうことが新聞によつて報道されておりますが、そういう事実があつたかどうかお尋ねします。

○説明員 脇山俊君 四十年の外資導入の際の念書におきましては、直接その生産品目には言及いたしておりません。中小企業等を含む既存業界にて、その趣旨を申せば、自動成形機の導入の際には事前に通産省に連絡する方がよかつたということが念書として約束されているわけでございまして、違反だともきめつけられるわけにもいかないかと思ひます。

○森下昭司君 これは、全くいまのお話は私納得できないのですよ。自動成形機は日産、まあつくつくる品物にもよりますが、大体三万個ぐらいつくる能力がある。年間一千万個のガラス機器をつくることができるのです。そういうことを考えてまいりますと、いわゆるこの理化医ガラスの業界といふものが日本全国で四十社、四十社のうち一つが、このいわゆる岩城硝子ですから除きますと、三十九社というような中小企業者によって構成をされていました。それから四十六年、小規模事業者のシェアは二四・八%というような数字になつておられます中小企業のシェアが、四十七年では九一・七九%まで日本の出荷額のパーセントを占めていたわけです。それから四十六年、小規模事業者のシェアは二四・八%というような数字になつておるわけであります。この一千万個をつくる能力のある自動成形機を入れることによつて三十九社の中小企業者は倒産の憂き目に遭う。しかも現実に倒産した会社が一社出でます。そういうような状況を与えるような機械を導入しておいて、四年の念書の文言の理解の仕方や解釈の相違にするならば納得できないであります。既存業界と協調を保ち混乱を起こさない 現に二社倒産して混乱が起きているではないですか。大臣、こういうような事態、どう思われますか。実際問題

として、四十年の念書を無視している。しかも通産省は、たつたいま言つたように、生産額を制限したと言つておりますけれども、現実にその生産額というものは、言うなれば当該業界もわからぬない。

それから私、細かいことを聞くけれども、報告によれば守られている——報告はどういう報告なんですか。現場を見て、たとえば税金面から出荷額を見たとか、税制面から。そういうことをやつたことがあるんですか、現地で。会社に乗り込んで帳簿を見たことあるのですか。私はこういう岩城硝子の態度を見まして、念書の状態を見ましても、中小企業者に対する熱意のなさというものを感ぜざるを得ないのでありますて、本分野法が成立してもその前途に非常に私は悲観的な考え方方が強い。したがつて、ひとつこれは大臣からお考えをお聞きしたい。中小企業をどうやって守るんですか。

○政府委員(岸田文武君) 大臣のお答えの前に一言御説明をさせていただきます。

実は、従来の行政指導がどの程度効果を上げてきただかという点につきましては、衆議院でも何回か御質問をいただいたところでございます。私は従来の行政指導を總じて見ると、ますますの成果を上げてきたということを申し上げながら、従来の事例の中で問題があるとすれば、一つは岩城硝子のケースにつきまして、当初の了解事項が非常に抽象的であつたということから第二の問題を巻き起こしたことなどがひとつ反省をされる。それから第二に問題がありますのは、キューブリントの問題につきまして、フランチャイジーの定義が余り明確でなかつたために現実にトラブルが起つたというケースが反省される。二つの件が問題と言えれば問題であろうか、こういうふうにお答えをしました記憶がございまして、まさにちょうどその二点を御質問いただいたのですから、私どもとしてもやはりある意味では反省をし、今後の運営においてもしてそういうことが起こらないように、やはり勧告案の内容につきましては、よく詰めて、実

さらに、この法律の関係と同時に、小売業が今回の分野法の対象になつておりますので、この部分野法の中から小売業を対象から外したという理由ですね。まあ中小企業近代化促進法の中には理由ですね。まあ中小企業近代化促進法の中には地域的な問題だとか営業圏が狭いとかいろいろと書

力的な運用がすでに可能となっておる。こういうことが背景にありまして、この法律の対象から適用を除外するということにいたした次第でござります。

○政府委員(岸田文武君) もし必要があれば後ほど産業政策局の方から補足説明をしていただきたいと思いますが、中小企業庁なりのいまの御質問に対する考え方を御説明させていただきたいと用います。

では大きな問題になり得るという可能性ができるとしておると、大規模店舗法で基準面積としております。

○政府委員(岸田文武君) もし必要があれば後ほど産業政策局の方から補足説明をしていただきたいと思いますが、中小企業庁なりのいまの御質問に対する考え方を御説明させていただきたいと思います。

まず、小売を除いたという点につきましては、先ほど申し上げましたように、小売が古くから問題があり、また地域的な特殊性を持つておると小売を入れるということにしただけでは問題が解決しないんだろうと思うわけでございます。特に、この法律は主務大臣が調整をするというやり方になつておりますので、全国各地で起つております問題を全部中央に集めてきまして、それを一つ一つ審議会にかけるというようなことは実際問題として不可能でございます。その意味におきまして、やはり地方的な調整というやり方の方が小売の場合にははじめんであろうということをまず御理解を賜りたいと思うわけでございます。さはさりながら、それでは現行の大規模店舗法なりあるいは小売商業調整法で十全の解決が行われているかどうかという点につきましては、私どもやはり問題があるというふうに理解をいたしておりますところでございます。商調法ができましてからもうすでに十数年たっております。それから大規模店舗法ができましてかれこれ三年たつておるわけでございます。その間における経済情勢の変化というもののによりまして、いまの法律が本当に完全にその目的を達成しているかどうかという点は、やはりこの謳いいろいろ考えてみなければならぬ要因が現にてきておるというふうに感じておるところでございます。

その一つは、従来は大規模店舗と言えばやはり大都市に来るものだというふうなことが通例といいますか通念になつておりましたけれども、最近は地方の小都市へ出てまいりまして、小都市の場合でございますと、大都市では問題にならぬ要因があつておるというふうに感じておるところでございます。

ては大きな問題になり得るという可能性ができるとしておるという点が第一の問題かと思っておるところでございます。特に、最近事例を見ておりますと、大規模店舗法で基準面積としております、政令都市であれば三千平方メートル以上、それからその他の都市であれば千五百平方メートル以上といういわゆる基準面積につきまして、これをほんのかすかに下回るというような出店例がかなり数多く出ておるというような点も私どもとしては気にしておかなければならぬ要素であろうかと思つておるところでございます。それを受けまして、現にいまお話をございましたように、各府県の中には条例を用意をし、あるいはそれに至らないものについては要綱の形によりましてこの大規模店舗法に至らない面積の出店について規制を加えようという動きが出ておりますこと。これもやはり立法当時には考えていいなかった新しい事態であるし、私どもとしても考えておかなければならぬ問題につながつておるのではないかと思つておりますところでございます。

○政府委員(岸田文武君) 小売業に大型店が進出するという問題は大変古くから、さかのばれば戦前からあつた問題でございます。これを調整します場合に、やはり小売業というものが地域に密着した性格であるということから、調整の仕方も地域に密着したような調整の仕方が必要であるうえで、戦前から百貨店法が制定され、さらに近年までに至りまして大規模店舗法に実質的に改められました、こういうことを頭に置きまして、御承知のとおりすでに戦前から百貨店法が制定されておりますが、それ以上のおものを対象としておりますが、それ以上のおものをも対象にし得るという意味で、昭和三十四年に小売商業調整特別措置法というのが制定をされております。特に、その中に十五条から十八条という条文が用意をされておりまして、中小小売商とその他の者との間の紛争について、都道府県知事があつせん、勧告、調停ができるまた、それで不十分な場合には主務大臣の勧告をして、中小小売商とその他の者との間の紛争について、これらのこととおどります。これらのこととおどります。これでこの新しい立法よりも機動的であり、また強制的で、この新しい立法よりは柔軟的で、この新しい立法よりは機動的であります。

○森下昭司君 しかし、小売商業調整特別措置法にいたしましても、大規模小売店舗法にいたしましても、それぞれ調整機能は持っておりますが、実効、効果といふものが非常に期待できない面があるわけであります。大規模小売店舗法は、政令都市では売り場面積が三千平方メートル以上とか、その他の都市では千五百平方メートル以上といふことになっておりまして、基準面積以下の出店計画といふもののがふえております。こうしたことのために各地で紛争が起きたり、あるいは中型店の進出で小売業が大きな影響を受けるというような現状が偽らざる状態ではないかと思うのであります。このために熊本県が条例をつくりましたし、あるいは各地で指導要綱というものがつくられまして、いわゆる中型店舗の進出につきまして独自の規制措置を講ずる自治体があふえているというのが実態ではないかと思います。特に熊本県の条例は、三百平方メートルを超える店舗については大規模小売店舗法と同様の規制を講ずるといふ内容になつておりますが、罰則担保もありますが、これについては内閣法制局は地方自治法に違反しないという見解を述べているようですが、法律上の問題について内閣法制局がこういう見解を出しておられます、さらに各自治体でいま申し上げたように条例をつくる動きや指導要綱作成の動き等がございますが、今回の分野法のいわゆる関係からまいりまして、大規模小売店舗法なりあるいは商調法なりが何らかの具体的な改正をしない限り、こういう傾向に歯どめをかけることはでき得ないと思うのであります。したがつて、地方政府の条例制定や指導要綱の作成等について、好ましいとお考えになつておられるのか、余り好ましくないとお考えになつておられるのか、この点についての見解があればお伺いいたしたいと思いま

まず、小売を除いたという点につきましては、先ほど申し上げましたように、小売が古くから問題があり、また地域的な特殊性を持つておるということからすでに立法が用意をされておるということを考えてみますと、この法律の中に単に小売を入れるということにしていただけでは問題が解決しないんだろうと思うわけでございます。特にこの法律は主務大臣が調整をするというやり方になつておりますと、全国各地で起つております問題を全部中央に集めてきてまして、それを一つの審議会にかける、というようなことは実際問題として不可能でございます。その意味におきましてやはり地方的な調整というやり方の方が小売の場合はなんじむんであろうということをまず御理解を賜りたいと思うわけでございます。さはさりながら、それでは現行の大規模店舗法なりあるいは小売商業調整法で全般的な解決が行われているかどうかという点につきましては、私どもやはり問題があるというふうに理解をいたしておりますところでございます。商調法ができましてからもうすぐ十数年たっております。それから大規模店舗法ができましてかれこれ三年たつておるわけでございます。その間における経済情勢の変化といふものによりまして、いまの法律が本当に完全にその目的を達成しているかどうかという点は、やはりこの際いろいろ考えてみなければならない要因がござりますと、いまの法律が本当に完全にその場合でございますと、大都市では問題にならぬいようなお店でもその地元の零細な小売商にとございます。

その一つは、従来は大規模店舗と言えばやはるに大都市に来るものだというふうなことが通例とありますか通念になつておりますけれども、この際いろいろ考えてみなければならぬ要因がござりますと、いまの法律が本当に完全にその

政令都市であれば三千平方メートル以上、それからその他の都市であれば千五百平方メートル以上といういわゆる基準面積につきまして、これをほんのかすかに下回ると、いうような出店事例がかなり数多く出でるというような点も私どもとしては気にしておかなければならぬ要素であろうかと思つておるところでございます。それを受けまして、現にいまお話しございましたように、各府県の中には条例を用意をし、あるいはそれに至らないものについては、要綱の形によりましてこの大規模店舗法に至らない面積の出店について規制を加えようという動きが出ておりますこと。これもあり立法当時には考えていかつた新しい事態であるし、私どもとしても考えておかなければならぬ問題につながつておるのではないかと思つておるところでござります。

—
—

解が先般出されまして、この大規模店舗法で定め

と思いま。

ざいます。それから第一点といたしましては、「一

いつたわけでございますが、なお今後とも具体的

ております。基準面積を若干下回るような出店につきまして、地方地方の実情に即してある程度の必要な規制を加えるということについてはあながち違法とは言いがたいというのが法制局の見解の内容であったと理解をいたしております。そうなり

○国務大臣(田中龍夫君)　ただいま御審議をいたしております分野調整法にいたしましても、一部の勧告だけでは足りない、さらに罰則の問題等の規制を必要とするという問題、さらにその分野調整法と整合性を持つた商調法のまた改正上、

一般ガス事業者に対し、都市ガスへの切替に際しては必要に応じ液化石油ガス販売事業者に対し事前に通知するとともに、液化石油ガス用容器、メーター等の無断取り外しを行うことのないよう更に指導を強化すること。(第三点)、こゝまで

な案件に即しまして円滑な調整が図られるよう都市ガス事業者、それからプロパンガス事業者、両事業者の話し合いを指導する、必要に応じまして通産局等がこの話し合いの場をあつせんするとい

ますと、私どもとしましては、ある程度下回ると
いうのは一体どういう範囲と理解をすべきである
か、この辺が次の問題になってくるようと思ふわ
けでござります。法制局の見解は、恐らく、大規
模店舗法というものが現にある、その立法趣旨を

同じ小売店舗の中におきまする経営規模の問題等、まあみんな三者相関連する問題だと思うのであります。私はこの中小企業対策というものが、今日の商工行政、通産行政中の大きな分野を占

〇森下昭司君 実は行政管理庁の指摘によりますと、「昭和四十八年度以降調査対象十八都道府県のうち十都道府県（三十三地区）において発生しておる方向で今後も行いたい」というふうに考えておるわけござります。

一つの前提にしながら、現実の問題としてそれを補完する意味において若干の程度の彈力性を条例に与えるというのが立法趣旨ではないかと思っておるところでござります。したがいまして、以上のような感じからいたしますと、余り基準面積を下回つたものについて今まで規制をするというよう

めておる、否、むしろ経済関係だけでなく社会問題としても大問題であろうと思ひます。これに真剣に取り組みますためにはやはり法制の上から言いましてもなおいろいろと御意見等を承つて、さらだりつぱなものにしていかなければならぬ、こういうふうに考えておる次第でござります。

まず第一点の、広く一般の意見を徴するという問題でございますが、現在ガス事業法によりますと、供給規程の変更の認可に当たりましては公聴会を開催するということが義務づけられているわ
た結果、ことしの四月二日付で行政管理庁長官あ
てに回答を出しているわけでございます。

おり、その原因は液化石油ガス販売事業者が営業不振を主張しているもの（十六地区）、液化石油ガス販売事業者において一般ガス事業者が事前連絡なしに切替え工事を行つたとするもの（十六地区）、一般ガス事業者が行き過ぎた宣伝行為を行つたことによるもの（一地区）で、その多くは、現在、両事業者が協定等を締結することなどによつ

上からいきましてもなお問題を残しておるのは、なことだつきましては、私ともやれり法律顧問のないことだつきましては、私ともやれり法律顧問のまして、この点につきましては、先ほど私は全國余りばらばらではどうであろうかということを申

○森下昭司君 それでは、分野法との関連で、私はちょっとLPGと都市ガスの競争問題を中心にお話を聞いて、若干この機会にお尋ねをいたしておきたいと思うのであります。

ましては公聴会の開催が義務づけられていないと
いう制度になつてゐるわけでござります。法律上
はそうでございますが、運用といたしましては、
供給区域の変更の許可申請の処分を行ふ前に、た

て解決している。」というふうに書いてあります
が、いま、いわゆる勧告の指摘と同時に、その実態の
改善についての問題について御答弁があつたわけで
あります。しかし現実には、私は行政管理庁の指
摘した地区よりもさらに細かく、いわゆる分争が各

○森下昭司君 大臣が衆議院の本会議に出られましたと、やはりある程度のルールづくりというものを考えていくことが必要なのではないかと感じておるところでございます。

市ガス、液化石油ガスの安全確保等に関する行政監察結果に基づく勧告」というものがなされてい るわけであります。その中の、時間がございませ んので、三十ページに「都市ガスへの切替えに伴 う事業者間の紛争の調整」という問題が出されて

だいま申し上げました供給規程の変更の認可の際の公聴会を事前に開催する、そこでプロパンガス事業者を含めて広く一般の意見を徴するということいたしたいということでございます。
それから第二点の、都市ガスへの切りかえに当

地区で発生しておるということを言わざるを得ないと思つのであります。この点について、いま御答弁は非常に抽象的でありまして、私自身も聞いておりまして、過去のいわゆる紛争の実態とその調整の内容からいたしますと前進はみられないと

すので、ちょっとはしょって大臣に最後にお尋ねいたしておきたいと思うのであります、この分野法が成立をいたしますと、当然大規模小売店舗法でありますとか、あるいは先ほど申し上げました小売商業調整特別措置法でありますとか、これら

○政府委員(報道部典説官) ただいま御指摘のごとく、今までこの紛争問題の調整についてどのように具体的な処置をなさつたのか、最初にお伺いいたします。

たりまして、必要に応じて液化石油ガス事業者に対する事前の通知の問題でございますが、これにつきましては、そのように行うよう各通商局にも指導をいたしたいということでございます。それから、同様に、液化石油ガス用の容器ある、ハーメー

いうふうに理解せざるを得ないのは非常に残念であります。昭和四十八年の九月の第七十一回国会におきまして、衆議院におきましてはガス事業と液化石油ガス販売事業との間の調整に関する請願、まさに五十年一月の第二回会のガ

いた関連二法案の運営面の強化あるいは法律の改正とかいう問題がこれは出てくると思うのであります。けさほども何か衆議院の商工委員会では商調法の問題について特別な決議がなされたようですが、今後の大規模小売店舗法並びに商調法の運用強化を前提として、法律改正に当たつて大臣の所見があればこの機会に伺つておきたい

いました行政管理庁、昨年十一月の勧告でござりますが、一般ガス事業とLPガス——プロパンガス事業者との紛争につきましては三点指摘がなされております。第一の点は、「一般ガス事業者の供給区域の変更に対する許可に当たっては、液化石油ガス販売事業者を含め広く一般の意見を徵し、紛争の未然防止に努めること」、これが第一点で、

タの無断取り外しの問題でございますが、これにつきましても、そういうことがないように引き続き指導をいたしまりたいということござります。

おきましては、L.P.ガスと都市ガスとの流通秩序の確立に関する請願、これは参議院においても採択をされておりますが、このようにいろんな過去に請願がなされ採択がされておりますのも、すべき行政管理庁が指摘をいたしましたような事態が起きておるためには請願が出されておったのであります。

私は、やはり紛争解決の方法をいたしました。ガス事業法に定められておりまます。言うならば不服の申し立てができる協議会等においていわゆる活用ができないものかどうか。あるいはまた、神奈川県におきましては都市ガスとLPGガス事業の調整協議会といふものが設けられておりまして、そこに通産局を初めといたしまして関係担当官あるいは関係業者が集まりまして、紛争が起きますればそこでいわゆる調停機能を発揮するというようなことが行われているわけであります。したがつて、ガス事業法で言う地方ガス事業調整協議会が活用できなければ、こういった何らかの紛争調停機関といふものを設けていく必要があるのではないか。たとえば通産局管内なら管内に一つとか、あるいは各県なら各県に置くとか、あるいはいまもよく紛争が起きているのは、何と申し上げましても東京、大阪、東邦と、この三つの三大ガスの供給区域内でありますから、この供給区域ごとにつくつていくとか、何らかの私は調停機関といふものが必要ではないかと思うのであります。これを、いま申し上げた行政管理庁の指摘事項として御回答なさつたんですが、事実はこういった調停機関がなければ具体的に措置できないと思うんであります。この調停機関の設置の問題についてお考えがあれば承っておきたいと思います。

○政府委員(服部典徳君) 確かに御指摘のように、一般ガス事業者とプロパンガス事業者の紛争、これが特に最近の都市化の傾向から見まして、都周辺部でいろいろと紛争が起きていることは私どもも承知いたしているわけでござります。そこで、その紛争の解決あるいは未然防止という観点で、方ガス事業調整協議会といふ規定がござります。それから御指摘のような神奈川県において独自の方式もございます。それからケースによりましては、通産局長が個別に間に立ちまして両当事者の

午後一時三分休憩

午後二時五分開会

○委員長(加藤武徳君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

然かと思つておりますが、そのほかに消費者代表の方、あるいは学識経験者の方にも参加をいただきました、やはりこの審議会の答申が公正な意見の陳述であるということで、信頼を集めような形の人員構成をぜひ実現をいたしたいと思っておるところでございます。

この中に入れていくと、そういう意味では、広範な末端の層からひとつ主力を出してもらいたいと、そのことを特に要望しておきます。考え方については、私はそういう部会を設けて、本当のかゆいところに手の届くような審議会であってほしい。在来のような隠れみにするような委員会であってはならない。そのことだけ強く申し上げておきます。

めに、こういう末端の本当の小規模零細の段階での——ナショナルの今日におけるブレハブの状態、これはどんどん進出してきておるんだね、やっぱり大手企業が。こういう実態について建設省、どういうふうにお考えになつておるか、そういう実態をお認めになるのかどうか、この点お伺いしたいと思います。

○説明員(広瀬優君) ただいま先生御指摘なされましたブレハブ業界にねきます大手メーカー系列の進出ということにつきましては、おっしゃるところであらうかと存じます。また私どもの方で、

○対馬勝昌君 中小企業分野法を一日も早く成立させたい、こういう念願で若干の御質問を申し上げたいと思います。

私は予算委員会で分野に関する質問をいたしておりますので、主として限定をして運用の問題と、これから行政指導の関連につきましてお伺いをしたいと思います。

第一の問題は、中小企業分野の調整審議会の問題ですが、分野法はでき上がったわけですから、少なくとも審議会構成ということが——私は、こ

れから非常に重大なこの法律運用に對してのボイントを握るのはやっぱり審議会であろう、こう思うのです。したがいまして、在来のような審議会の形のものではなしに、やはりこれを運用するに際して審議会をどのように構成しようとしているのか。私の意見は、率直に申し上げますが、主としてやっぱり中小企業者の率直な体験を通して、生の声を反映できる中小企業代表や消費者の代表を、特に入れてもらいたいということをお伺いいたします。

象となる大企業の方の意見も聞く。さらにもまた関係者の意見もその部会ないし小委員会で開陳をしていただいて、その開陳をされた意見をもとに、大体こういう方法でという基礎的な固めを部会、小委員会で行つた後、その固まつたものを正式の委員会にかけてオーソライズしてもらう。こういうようなやり方が一番実情に即したやり方になるのではないかと思つておるところでございます。

○対馬孝旦君　いま長官からその審議会の下に部会を設けて、よりその業種の実態の生の声という

○政府委員(岸田文武君) 御指摘ございましたたよ
うに、この法律を運用いたします場合には、審議
会の構成及び運営というものが非常に大きな役割
りをいたすものだと私どもも理解をいたしております。
ところでござります。

然かと思つておりますが、そのほかに消費者代表の方、あるいは学識経験者の方にも参加をいたしました。やはりこの審議会の答申が公正な意見の陳述であるということと、信頼を集めるような形の人員構成をぜひ実現をいたしたいと思っておるところでございます。

ただ、この審議会に付議されるべき案件というのは、各業種に応じまして非常に多彩なものがあると予想されるわけでございます。それらについて業種の実情を十分踏まえたような議論をこの審議会において行つていただくためにはどういうやり方をやつたらいいか、部内でもいろいろ議論をいたしておる最中でございますが、いまどりあえず頭の中に描いておりますのは、この審議会の下部組織として、部会と申しますか、あるいは専門の小委員会と申しますか、そういうような形を設けまして、一つの具体的な事例が起つてきの場合には、まずその部会なり小委員会で議論をしていだく。その場所に当事者である中小企業者団体の方にも参加をしていただきし、また当面の対象となる大企業の方の意見も聞く。さらにはたとえ關係者の意見もその部会ないし小委員会で開陳をしていただいて、その開陳をされた意見をもとに、大体こういう方法でという基礎的な固めを部会、小委員会で行つた後、その固まつたものを正式の委員会にかけてオーソライズしてもらう。こういうふうなやり方が一番実情に即したやり方になるのではないかと思っておるところでございます。

○対馬孝昌君 いま長官からその審議会の下に部会を設けて、よりその業種の実態の生の声といふものを反映をされるという委員構成をしていきたいという考え方ですけれども、賛成です。私はそれを言おうと思つたんですけれども、長官からお答え願つてますから。

その場合特に末端の、一番大事なことは、いつも言つますが、この種の構成となるとボス的な顔ぶれを並べるということでは、これは意味がないんです。少なくとも末端の、実際中小企業で苦労して悩み抜いているという、そういう体験者を

次回の問題で、時間もありませんから。
御存じのとおり、最近プレハブ住宅の住宅市場に占めるシェアが非常に高まってまいりました。これは御存じだと思います。たとえばプレハブ以外の工法による住宅業者の経営が非常に圧迫されている傾向にあります。こうしたプレハブ住宅、大手メーカーの資材を製作して、それを大手メーカーの系列である中小工務店、たとえば組み立てなどの工法による住宅業者の経営が確立をされていました。この規制対象になつてないといふことになつておるわけですね。そういう規制がどんどん大手のシェアが圧迫してきておるのにかわらず、いまなおこの規制対象になつてないといふこと、こういう問題があるわけです。むしろ私は、これから申し上げたいことは、率直にお聞きをしたいんですが、特殊な業界において、本法の運用についてどう考えておるかということが一つ。

それから、これは建設省きょうう来ておりますね。そこでちょっとお伺いしたいんであります。最近、本来ならば建設業法第三条第一項によりますと、百五十平米以下の木造四百五十万円以下の工事この場合は一応特別の認可不要になつてゐるわけですね。したがつて、これを六百万円程度にしてもらいたいということが審議会の中でも意見が出されております。全建総連の書記長等の意見もある。一千万という声も出しておりますが、そこはまあ、これからわれわれの要望がありますが、ともあれ、こういう実態に対し、最近大手のシェアがどんどん進出してきておると。そのた

めに、こういう末端の本当の小規模零細の段階で
の——ナショナルの今日におけるブレハブの状
態、これはどんどん進出してきておるんだね、やつ
ぱり大手企業が。こういう実態について建設省、
どういうふうにお考えになつておるか、そういう
実態をお認めになるのかどうか、この点お伺いし
たいと思います。

○説明員(広瀬優君) ただいま先生御指摘なされ
ましたブレハブ業界におきます大手メーカー系列
の進出ということにつきましては、おっしゃると
おりであるうかと存じます。また私どもの方に、
部会の需要者からの意見をいたしましても欠陥が
多い、あるいはいろいろ契約上のトラブルの問題
であるとかいうような相談が持ち込まれておるこ
ともまた事実でござります。建設省もいたしまし
ては、そういうような実態に対しまして、需要者
の御期待に沿うような住宅が供給されるというこ
とをねらいいたしまして、常日ごろ行政指導と
いうものを行つておるわけでございます。

ただ一つむずかしい問題がござりますのは、木
造住宅あるいはブレハブ住宅にいたしましても、
住宅となりますと、需要者国民一人一人というこ
とにになってまいりますと、その需要者の需要の
条件には資金的な面、あるいは家族構成、その他
構造であるとか様式であるとか、いろんな面にわ
たりましてきわめて多種多様なニーズがあらうか
と存じます。そうだといたしますと、そのような
住宅需要者のニーズに見合つた供給といふもの
も、また片方では重要な問題といふふうに考える
わけでございます。しかしながら、少なくともそ
のような需要者のニーズの中の大部分を占めてお
ります在来工法の木造住宅に対します需要といふ
ものが、そういうふうな業界とのつながりなしに、
何ら手立てなしに安直に宣伝に引きずられて、い
わば引きずられて、ブレハブ業界と申しますか、
大手にのみ流れいくということで、消費者の
需要にも適切に合致していないことではなからう
かと実は存するわけでございます。その意味で、
先生がいまお話をございました全建総連というよう

な団体ともよく話し合っておる段階でござりますが、やはり需要者の目を業界の方に向けさせると申しますか、需要者と供給者が結びつくような場をP.R.その他資金面いろいろ通じまして結びつくような場をつくることが、まず最も大事な要素ではなかろうかといふうに考えておる次第でございます。

○対馬孝且君 いま建設者が率直に私の申し上げた実態をお認めいただいておりますから、それ以上のこととは申し上げません。

そこで、私がなぜこの問題を取り上げるかと申しますと、実態としては、われわれ住民にとっても大変なことなんです。大変な損失をしているわけです。一方、また戸別建て全建総連に加盟の方々は非常な犠牲を払っている。一例を率直に申し上げます、長官、特に中小企業庁に聞いてもらいたいのですが、ナショナル住宅の場合は、メーカーとの契約で売ったデータ、ここに出ておりますが、これ間違いございませんか。後ほど渡してもいいんです、ナショナル住宅と個人契約との間に、ここでいきますと、一千五十六万で大体契約をいたしておるわけです。これは百五十平米ですが、正確に言うと千五十六万八千四百九十九円。ところが今度は、ナショナルのメーカーの施工主と、対馬なら対馬という契約者との間にどうなるか、下請の契約ですね、どうなっているかと申しますと、八百十五万九千三百三十八円。こういうことになるわけですよ。約二百五十万の完全な利ざやをかせいしているわけです。結果的には戸建て住宅の末端の一一番小零細企業の方々にこの仕事を押しつけるわけです。しかし、結果的には、ビンはねは二百五十万やっておる。こういう状態は私はやっぱりこの間も予算委員会で本質的な問題を持ち上げたが、こういうことはやっぱり許されてならないと思うのです。そういう問題について、いま実態が認めになつておりますから、行政指導されおるわけでありますが、私はこういうこの実態に對して、どういうようにひとつお考えになつておるかといふことが一つ、簡潔でいいですから。

それから、もしこういった、いまこういう戸建て業者の小規模零細業者に対してもはどういう解決をすることが一番いいのか、つまり受注の機会を与えることは、どういうふうにしたら一番いいのか。すばり申し上げて、元売のやつぱり体制をどうする。元売の機会を与えることが先決ではないか、いかと、こう考えるのですが、まず建設省のお考えを聞いて、中小企業庁長官の考え方を聞きたい、こう思うのです。

○説明員(広瀬優君) 先生御指摘の元請から下請に仕事が流れています場合の下請代金、あるいはその他の下請条件等もあるうかと存じますが、下請代金等の問題につきましては、先般来の予算委員会その他におきましてもいろいろ御意見、御質疑をちょうだいいたしておるわけござりますが、やはり私ども思いますのは、ややもすれば元請、下請関係における契約という内容が不分明のままになされておると、いわゆる一つの大きなネックと申しますが、是正すべき点ではなかなかかといふに存するわけでございます。

先生いま御例示なされました金額あるいはバーセンテージというようなものは個々具体的なケースに当たりませんと、それが妥当なものとして認め得るものか、あるいは本当におかしいものかといふものはにわかに判断できませんけれども、いざ

○政府委員(岸田文武君) 建設業界は、中小企業いろいろある中でもやはりいろいろむずかしい問題を抱えた業界ではないかと思っておるところでございます。御承知のとおり倒産件数も建設業界非常に高うございます。しかしその一方で、事業者数の増加というのが非常に多いといわゆる古い習慣というものが残つておる、元請、下請關係等々にあらわれておるような問題がやつぱり一種の体質の中にいままで残つておるんではないかという感じがいたしておるところでございます。特に、いろいろ聞いておりますと、古い習慣というものが残つておるところをやらなかつたらこれは対策にならないと思うんですよ。それで私が言いたいことは、まず一つは、すべきだと、こうなつておるわけだから、ましてや中小企業庁がこのことを、それ以上のことをやらなかつたらこれは対策にならないと思うんだよ。それで私が言いたいことは、まず一つは、建築業者にこの認可をしようとする軽微な工事についてはいま言つたように重層的な下請の系統、系列になつておるわけでしょ。そういたしますと、やつぱり受注の機会をまず特別に配慮する必要があるのじやないか、この考え方が一つ、これをひとつ明確にしてもらいたい。これもいま建設省もそういう考え方を持っておりますから、行政指導という段階はもちろんであるけれども、まず受注機会をひとつこういふものについては積極的に与えると、そのための政策的な行政指導を明確にしてもらいたい。这一点、いまきょうすぐ基本的な考え方をお聞きしたい。

二つ目は、調査、勧告、命令の申し出があつた場合に、中小企業の対象が問題なわけだ。私も勉強してもらつただけれども、あなたが非常にいろいろ道具といいますか政策手段を持つておりますが、実態を握つておられる建設省、それから政策手段を持つております通産省とがもつともつよく密接に連絡をとつて、問題解決のために前進を図つていただきたいと、こう思つておるところをきよと整理をしておきたいのだが、つまり団

体、全建総連という名前がイコール団体にはならないといふようないろいろな言い方をしている人もいるようだけれども、あなたは、このことは間違いがあれば別だが、五月十四日の日経に中小企業分野に関連して「岸田中小企業庁長官に聞く」と、こうしたことであなた答えていた。そのときのこの団体の登録の申し出のあり方の単位としましてここで言つてることは、商工組合、事業協同組合、工業会などの対象が考えられるが、少なくともその団体が全県に広がりを持っていることが必要だと思うといふようなことを言つているので、もっとこれをぼくはきちっとここで解明しておきたいのですが、たとえば全建総連、全国都道府県全部あるわけでしょう、これは、北海道は私のところだから言つんだけれども、全体的にやっている、北海道でも札幌でも、それは登録といふものは署名登録をきちっとすると、きちっとする。たとえば三百世帯とか三百業者とか、あるいは百とかまとめてきちっと署名簿による登録申請をする。こういう取り扱いを、申請を出された場合はこれは当然対象としてやっぱり認知してはどうか、当然考えなきゃいけないのではないか、こう考へるんですがね。この点あなたのこの談話の、「長官に聞く」談話からいくとそういう考え方には当然すべきであるし、私の言いたいことは、この調査、勧告、命令についての申し出は中小企業者の相当数の署名をもって団体とみなすと、こういうふうにきちっと整理してみたらどうか、この二つをひとつお伺いしたいんです。

○政府委員(岸田文武君) 第一段にお話がございました零細業者にも受注の機会を与えるように努力せいいといふ点、これはもう私どもも基本的に同感でございますし、私どもも今後とも努力をしていかなければならぬ課題であると思っておるところでございます。建設省の方におきましても、そういうような基本的な指導方針をお持ちのようございますので、私どももできるだけ建設省の御努力をお願いすると同時に、私どもなりにやはり小さい建設業者でありますても、それなりに魅

力のある建物ができるのだといふような意味でのないといふようないろいろな言い方をしている人もいるようだけれども、あなたは、このことは間違いがあれば別だが、あれと同じ形のものと、こうしたことであなた答えていた。そのときのこの団体の登録の申し出のあり方の単位としましてここで言つてることは、商工組合、事業協同組合、工業会などの対象が考えられるが、少なくともその団体が全県に広がりを持っていることが必要だと思うといふようなことを言つているので、もっとこれをぼくはきちっとここで解明しておきたいのですが、たとえば全建総連、全国都道府県全部あるわけでしょう、これは、北海道は私のところだから言つんだけれども、あれと同じ形のものと、こうしたことであなた答えていた。そのときのこの団体の登録の申し出のあり方の単位としましてここで言つてすることは、商工組合、事業協同組合、環境衛生組合、その他しかるべき法人格を持つた団体であつて、しかもある程度地域的な広がりを持った団体を申し出適格団体として指定したいと思つておるところでございます。その中でいま具体的に全建総連をどうするかといふ点のお尋ねがございました。これは私も少し建设省にも実情を伺つてみなければわかりませんけれども、一応表面だけを見てまいりますと、全建総連といふものは労働組合の組織であるといふことでございまして、そういう形のままで事業を行つた方がとくに認められるのは多少無理があるのではないかと思つておるところでございま

たた、実質的にはそのメンバーの中に建設業を自分で営んでおられる方がたくさんおられるといふような実態も別途聞いておるところでございまして、もしそうであるならばやはりその事業主だけの方々が新しい組織でもつくつてしまつて、そこでこの問題に取り組んで、もし問題があれば申し出をするというようなやり方が、法律の上で一番素直なやり方になるのではないかと思つておるところでございます。実際のケースが起つてしまひました場合によく建設省とも御相談をしてから対応を考えまいりたいと思います。

○対馬孝且君 一点目、まあ建設業法の認可を必要としない軽微な工事についての重層下請についての小規模の企業に受注の機会を与える努力をする、行政指導をする、これはわかりました。

二点目ですけれども、これはむずかしく長官考へすに、まあ私、北海道のことを端的に言つんだけれども、北海道には全建総連というかなりの全道的な規模の組織があるわけですよ。実態は、たとえば札幌で言いますと、札幌建設中小企業組合

といふのがあるんですよ。そういうかつこうでありますよ。たまたま、あなたがおっしゃるとおり北海道開発庁の問題をやりましたが、その例を挙げてやつたんだが、あれと同じ形のものと、こういうかたちでございました。それから、第二に御質問のございました申し出團体の資格要件の問題でございますが、これはいまお話の中にもございましたように、商工組合、事業協同組合、環境衛生組合、その他しかるべき法人格を持つた団体であつて、しかもある程度地域的な広がりを持った団体を申し出適格団体として指定したいと思つておるところでございまして、その中でいま具体的に全建総連をどうするかといふ点のお尋ねがございました。これは私も少し建設省にも実情を伺つてみなければわかりませんけれども、一応表面だけを見てまいりますと、全建総連といふものは労働組合の組織であるといふことでございまして、そういう形のままで事業を行つた方がとくに認められるのは多少無理があるのではないかと思つておるところでございま

たた、実質的にはそのメンバーの中に建設業を自分で営んでおられる方がたくさんおられるといふような実態も別途聞いておるところでございまして、もしそうであるならばやはりその事業主だけの方々が新しい組織でもつくつてしまつて、そこでこの問題に取り組んで、もし問題があれば申し出をするというようなやり方が、法律の上で一番素直なやり方になるのではないかと思つておるところでございます。実際のケースが起つてしまひました場合によく建設省とも御相談をしてから対応を考えまいりたいと思います。

○対馬孝且君 それじゃこうしていただけないですか。私の意見としまして、一応そういうことをお聞きしていただきたいと思うわけでございま

す。そこで、この問題をこれから中小企業の観点で、分野法の中で守つていけるか、守るか、こういう観点に立て問題を検討していく、こういうことでおろしゆうございますか、その点ひとつお伺いしたい。

○政府委員(岸田文武君) 私どももひとつ勉強させていただきたいと思います。

○対馬孝且君 それじゃそういうことで、この問題のあれはひとつ実態をながめただければ、これは一番末端の小規模零細業者なんだから、この法律ができたんだから、やつぱりそういうものを守つていくということがこの法律の、私の予算委員会で強調した願いはそこにあるんだから。そだとすればこの際、いま言つたように、ここで原則を、考え方だけお聞きしているんであって、最後にお聞きしたいことは実態に即応した、いま言つたそういうものに対してもひとつ十分に配慮していく、善処していくべきだ。そだとすれば私は理解したいと思つてはひとつ十分に配慮していく、善処していくべきだ。そだとすれば私は理解したいと思つてはひとつ十分に配慮していく、善処していくべきだ。そだとすれば私は理解したいと思つてはひとつ十分に配慮していく、善処していくべきだ。

○政府委員(岸田文武君) いまの辺は私どもももう少し実情を勉強いたしてみたいと思っておりま

す。中小建設業者の方々が、今までの仕事をしておられた中に大企業の方が突如として出てきて、それが大きな打撃を受ける。これを何とかして防止しようというものがこの立法の趣旨でございま

す。ですから、その趣旨に照らしてどういやり方をすればうまくこの法律に乗るかというようなこと

地元の小売業者は非常な打撃を実は受けているわけです。したがって、本州系のスーパーが、札幌で言えば西友であるとか、あるいは東急であるとか、イトーヨーカ堂であるとかいろいろなもの、ありとあらゆるところみんな来ますわ、ダイエーだとかね。

したがってこういう問題について、先ほどもちよつと答弁あつたんですが、私がきちっとしてもらいたいことは、共存共栄が実現をするという基本だつて先ほども答弁しているだけれども、大店法の問題、百貨店の問題、それから商調法の調整方法の問題などで何とかしていきたいと言葉では言っていますが、実態はなかなかそうならない。だからもし商調法でも何かでもきちっとするといふなら、これはしていきたいと言つていれば、私はせっかく分野法をつくつてもこれ生かすことにならないんじやないか。このことを非常にやつぱり問題にしたいと思つておるわけです。

この点ひとつ今後の取り組み方にいて、長官と大臣の見解をお聞きしたい。先ほど全建総連の問題申し上げましたので、大臣からも一言今後の取り扱いについてひとつ決意のほどをお伺いして、私は終わりたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 私ども札幌へ参りましたが、非常に大型店が多いということを目にして、非常に大型店が多いといふことを目に見ておるわけでございます。いまお話しのあつたほかに、そこは寄り合い百貨店もかなりたくさんございまして、やはり寒いせいでワンストップ・ショッピングが発達するのかなどと思って見ておつたところでございます。しかし、それなりにやっぱり商売の激戦地あることも事実でございまして、小売問題を考えるときにはやっぱり一つのむずかしいモデルだろうと思っておるところでございます。今まで大規模店舗法あるいは商調法を使ってできるだけのことをやってまいつておりましたが、先ほど答弁の中に申し上げましたように、やはり世の中がどんどん変わっていく、その変わつていくのに現行法で追いついていけるか

どうかということが問題でございまして、やはりよく実態の推移を見きわめながら、その中で小売の経営をいかにして安定させるか、こういう意味合いで、いまあります法律のあり方についてやはり基本的に考えてみる時期に到達したというふうに考えております。私どもこの分野法が一応成立した暁には、今度はひとつ小売業の問題だとということで、腰を据えて勉強いたしたいと思うわけでございます。

○國務大臣(田中龍夫君) いろいろとお話を伺つておつて、ただいま岸田長官からも申し上げたよう、非常にいろいろ新しい構想や姿が、さまざまに変わりがいろいろしております。ことに中小企業庁長官と私ども部屋でよく議論しておるんでありますけれども、たとえば百貨店ができて、それに対する法律をつくった昭和二十八、九年といまとまるでいろいろ違つてきてる。ことに小売といふ問題が、寄り合い店舗といふやうなものが、大型のものができてくると、小売ではあるけれども百貨店と同じようなことになるというようなことで、先ほどもお答えいたしましたようにどんどんどんといろいろな工夫をこらして、いろいろ変わつてまいりますので、そういうふうな問題に対処して、今後も御相談をし合つてまいりたいと思っておりますし、特にいまお話をありました建設関係の工務店や何かのことになりますと、元請と下の関係が、昔からの伝統的な慣習もありましてなかなか問題が多いと思いますが、御一緒にひとつ研究させていただいて、同時にまた御協力いただきたいとして何らかの新しい立法を用意するようにというような感じで問題をとらえておつたわけでございますが、先ほど答弁の中にも触れましたように、昨年の国会におきまして、各党一致で政府として何らかの新しい立法を用意するようにというふうに御指示を受けましたことが一つの契機。他の面といたしましては、これから先安定経済成長の体制に移つていったときに、やはりこういう問題はふえこそそれ減らないおそれがある。そういう事態においては行政指導でもつてある程度のことはやれるにしても、それが一層権威を持つてやれるようになると、これが大事ではないか、こういふ点を私ども自身も考えました上で、新しい立法をとるという考え方方にその際から転換をした、ちょうどその時期であつたかと思っておるわけでございます。自ら新しいルールをどうう内容にするかということで、関係方面的意見を十分聽取をし、その結果を受けて立案をいたしました場合には、特別決議を要するということになつておりますので、三分の一の二が中小企業者であることが要件であるということで、設立要件も非常に限られていますし、またこの特殊契約を締結いたします場合には、特別決議を要するということになつておりますので、三分の一の二の賛成があつて初めて動き出す。かような形で非常に法律的に段取りがむずかしくきておるという点が問題であり、結果としては、行政指導というかこうで問題を処理せざるを得なくなつたという背景であろうかと思います。

約の制度も適用された事例は過去一件もないばかりか、通産省は従来から紛争事例につきましては、行政指導で十分対処できるという発言がいままでなされてきたわけです。私も何度も何度かこういった問題を取り上げましたけれども、そのときの御答弁も行政指導で十分対処できますと、こういう御答弁だつたわけでございますが、昨年の国会の決議を受けて、通産省も今回立法化に踏み切らざるを得なかつたわけではございますが、その中小企業分野調整に関する政府の基本的な考え方がどういふふうに変わつたのか、その点をまず伺つておきたい。

○政府委員(岸田文武君) 私が中小企業庁長官を拝命したのが去年の七月でございますが、七月着任して以来この分野の問題にかかりまして、まあますけれども、たとえば百貨店ができて、それに対する法律をつくった昭和二十八、九年といまとまるでいろいろ違つてきてる。ことに小売といふ問題が、寄り合い店舗といふやうなものが、大型のものができてくると、小売ではあるけれども百貨店と同じようなことになるというようなことで、先ほどもお答えいたしましたようにどんどんどんといろいろな工夫をこらして、いろいろ変わつてまいりますので、そういうふうな問題に対処して、今後も御相談をし合つてまいりたいと思っておりますし、特にいまお話をありました建設関係の工務店や何かのことになりますと、元請と下の関係を解決しようという非常に進歩的な考え方であつたものの、実際はお話をございますように、実例がなく今日に至つておるわけでございます。その背景としましては、一つはやはり商工組合という組織を使つたことにやはりおのずから限界があつたんだではないかと思っておるところでございましたが、先ほど答弁の中にも触れましたように、昨年の国会におきまして、各党一致で政府として何らかの新しい立法を用意するようにといふふうに御指示を受けましたことが一つの契機。他の面といたしましては、これから先安定経済成長の体制に移つていったときに、やはりこういう問題はふえこそそれ減らないおそれがある。そういう事態においては行政指導でもつてある程度のことはやれるにしても、それが一層権威を持つてやれるようになると、これが大事ではないか、こういふ点を私ども自身も考えました上で、新しい立法をとるという考え方方にその際から転換をした、ちょうどその時期であつたかと思っておるわけでございます。自ら新しいルールをどうう内容にするかということで、関係方面的意見を十分聽取をし、その結果を受けて立案をいたしました場合には、特別決議を要するということになつておりますので、三分の一の二が中小企業者であることが要件であるということで、設立要件も非常に限られていますし、またこの特殊契約を締結いたします場合には、特別決議を要するということになつておりますので、三分の一の二の賛成があつて初めて動き出す。かような形で非常に法律的に段取りがむずかしくきておるという点が問題であり、結果としては、行政指導というかこうで問題を処理せざるを得なくなつたという背景であろうかと思います。

以上が、とりあえず経過報告になるわけでございますが、従来のような行政指導で私自身はかなりの成果を上げてきたと思っておりますものの、これからだんだん問題がむずかしくなる時期には、やはり法律の裏づけのある措置の方がより実

○桑名義治君 そうしますと、いまの答弁の確認になりますが、基本法の十九条の精神、あるいはまた中小企業団体法の特殊契約、こういった一部の法律では、もうすでに現在の経済情勢の中ではこの紛争問題を解決することができない、いわゆるそういう社会情勢になった、経済情勢になつたと。こういう一つの認識の上に立つて今回の制定がなされた、こういうふうに理解してもらおうございますか。

○政府委員(岸田文武君) お話をございましたように、団体法に基づく特殊契約は中小企業基本法がござました翌年に、まさに十九条を受けて立案をされた条文でございます。中小企業が団体として大企業との間に契約を結ぶ、それによって紛争を解決しようという非常に進歩的な考え方であつたものの、実際はお話をございますように、実例がなく今日に至つておるわけでございます。その背景としましては、一つはやはり商工組合という組織を使つたことにやはりおのずから限界があつたんだではないかと思っておるわけでございます。御承知のとおり、府県単位で設立をする、しかも同業者の二分の一が加入しなければならない。さらに、三分の一の二が中小企業者であることが要件であるということで、設立要件も非常に限られていますし、またこの特殊契約を締結いたしました場合には、特別決議を要するということになつておりますので、三分の一の二の賛成があつて初めて動き出す。かような形で非常に法律的に段取りがむずかしくきておるという点が問題であり、結果としては、行政指導というかこうで問題を処理せざるを得なくなつたという背景であろうかと思います。

以上が、とりあえず経過報告になるわけでございますが、従来のような行政指導で私自身はかなりの成果を上げてきたと思っておりますものの、これからだんだん問題がむずかしくなる時期には、やはり法律の裏づけのある措置の方がより実

効が上がるだらうという気持ちで今回の御提案を申し上げたという点は、先生の御指摘にはば合致しておるんではないかと思うわけでござります。

○桑名義治君 通産省は五十二年度に事業分野問題に対処するために通産局等に中小企業調整官を配置しているわけでございますが、いままでの活動実績はどのようになっているのか。また本法の制定後、いよいよ実行に移される段階で、この分野調整官の増員等は考えておられるのかどうか、この点を伺つておきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) お話をございました中小企業調整官の制度は、昭和五十一年度から発足をいたしました。この目的は分野調整問題が各地で起つてきておる、それらの事態に対応してなるべく早く問題をキャッチをして、そしてかかるべき対応を行おうというところがねらいであつたわけでござります。それと同時に、同じく五十一年度から分野調整指導調査員という制度があわせて発足をしておりまして、これは商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会に合計で三百九十一名の人員を配置して、仕事としてはこの分野の問題に関するセミナーの役割りを果たしていただこうということでお考へておるところでございます。これらによりまして、なるべく問題をキャッチするという制度を、とりあえず政府としても用意をいたしたわけでござりますが、いまお話をございました中小企業調整官の制度は当初は中小企業庁一名、それから各通産局一名、合計九名でスタートをいたしました。これが五十二年度にはさらに中小企業庁一名加えられまして、合計十名で活躍をするということになつておるわけでござります。

この調整官なりあるいはセミナーの方々の実際の活動状況でございますが、最近起つこりました事例は、かなりこのセミナーの制度あるいは調整官の制度にひつかつておりますが、まさに政令が取り上げられ、そして解決のための端緒が得られたというケースが数多くあるわけでござります。具体的に申し上げますと、最近の事例といった

しまして、山崎製パンによる生菓子の製造業の問題、それから三越の葬祭業の問題、それから自動車整備業の問題、これらが具体的な事例として挙げることができますかと思ひます。

○桑名義治君 増員問題は、

○政府委員(岸田文武君) 実を申しますと、これからこういう問題が一体どの程度出てくるかといふことがなかなか把握がむずかしいうございます。一方ではメーカー段階の問題はある程度峠を越して、これから小売問題に移つてくるんじやないかと予想する向きもござりますけれども、しかし他方では、これから安定経済成長に至つてやはり問題が続発する可能性があるという見方をする人もござります。したがいまして、この法律ができました後におきまして、この五十二年度下半期実際に運営をしてみまして、その運用実績を見つかるべき人員の配置を図るということで、これは五十三年度の予算要求のときまでの宿題といふふうに考えておるところでござります。もちろん必要な人員は確保するという考え方で臨みたいたいと思っております。

○桑名義治君 本法におきます第五条において、「特定の事業を行う者であることをその直接又は間接の構成員の資格」としているわけです。「かつ、その構成員の大部分が中小企業者である団体であつて政令で定める要件に該当するものを」と、こういうふうになつておるわけでござりますが、この場合の「政令で定める要件」、これはどういう要件を言うわけですか。

○政府委員(岸田文武君) この法律に基づく申し出適格を持つ団体の要件としましては、法律におきまして、同業者の団体であること、それから中

広がりを持つおるということを第一の要件にしていきたい。それから第二の要件としましては、その地区における同業者の一定部分以上を構成員としていることと、第二の要件として考えていてみてはどうか、こうしたことでいま議論をいたしております最中でござります。

○桑名義治君 この問題について基本的に伺つておきたいのは、結局商工組合あるいは事業協同組合など法人格を有していなければならないのかどうか、いわゆる任意団体ではだめなのかどうか、この点をまず基本的な問題として伺つておきたいと思いますけれども。

○政府委員(岸田文武君) いま御指摘の問題につきましては、私どもはやはり法人格を持つた団体というものを、一つの要件として考える方が妥当ではないかと思っておるところでござります。これは調査の申し出をし、そして、さらに段階が進みますと調整の申し入れをする、そして、その調整事項に従つて大企業の調整を行います場合には、別途中小企業自身の合理化努力というものが要請される、これらのことを具体的に中心となつて推進する団体がかりした団体であるということがやはり好ましい形態ではないかと思いまして、一応の要件としては、法人格を持つた団体ということを念頭に置いて考へております。

○桑名義治君 次に第三条に、大企業者は事業開始等に当たつては、中小企業者の利益を不當に侵害することのないよう配慮しなければならないことのないように思つておるわけでござりますが、この場合の「政令で定める要件」、これはどういう要件を言うわけですか。

○政府委員(岸田文武君) この法律に基づく申し出適格を持つ団体の要件としましては、法律において、同業者の団体であること、それから中小企業者のウエートの高い団体であること、こういったことが特記をされておりますが、さらに政令におきまして、その内容を具体的に示すということになつておりますこと、御指摘のとおりでござります。政令におきましてはいま部内いろいろ検討いたしておりますが、大体の骨子といたしましては、一

まではいわば大企業者自身の自覚と申しますが、社会的責任感するという程度に応じて問題が処理されておりましたけれども、この法律の中に一条設けられることによって、それが社会的な一つのルールとしてオーソライズされたという意味は、この法律の持つております大きな意義ではないかと思っておるところでございます。

○桑名義治君 これまでにいわば大企業者自身の自覚と申しますが、社会的責任感するという程度に応じて問題が処理されておりましたけれども、この法律の中

に、進出をしたとの巻き起こす結果がどうなるだろうか、こういったことを事前にやはり判断をした上で進出するということが要請されることになりますが、この条文を単なる宣言文というふうに終わらしてはいけませんので、やはりこれが新しいルールとして確立されただんということを大企業者の団体にも十分徹底を図り、また個々の大企業者にもその趣旨が行き渡るよう、私どもとしても配慮していかなければならぬ事項だろうと考えておるところでございます。

○桑名義治君 次に四条で、大企業の進出に伴う調整については、大企業と中小企業とが自主的に解決する努力をうたつておるわけでござりますが、これは主務大臣の調整に当たつての必要条件になつておるのかどうか、これがまず一点ですね。すなわち中小企業団体はまず大企業者と自主的に調整のための交渉を行います。それがまとまらない場合に初めて調整措置を講ずるよう申し出ができるという趣旨なのか、どちらなのか、どうでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 自主的の解決の努力の規定は、いわば自由経済体制下でそれぞれが経済の当事者として日本経済の中でも活躍しておる、そういう事態からますと、いわば当然のことと規定したものであるというふうにも理解できるかと思うわけでござります。で、いま御質問がございましたように考へておるわけですが、この自主的解決の努力というものを

主務大臣の調整にわたつての必要な前置条件とするとどうかという点につきましては、必ずしもそれは考えておりません。もちろん自立的な解決でうまくいくけば、それはもう一番結構なことでござりますが、やってみても答えが出ない場合、当然主務大臣が乗り出していくべきでございますし、また周囲の客観情勢から見まして、これは自立的解決といって当事者に話してみても恐らくまとまりぬかるうといふことがあらかじめ予見できるような場合には、これは主務大臣が調整に乗り出すという場合も当然あり得いいのではないかと思つておるところでございます。

さいますが、客観情勢から見てこれは話し合いで
はもう解決つくまい」ということが明らかに読み取
れる場合には、両当事者の話し合いをしなくても
調整に入れると、こういう意味で私どもはこの条

さいます。
この法律の施行に関する経費としては、いろいろの内容も含まれておりますが、五十二年度予算で約二千六百万円の予算が計上されております。そのかなりの部分をこの調査の費用にも充てす。そのうちの部分ができると思います。

主務大臣の調整にわたつての必要な前置条件とするかどうかという点につきましては、必ずしもそれは考えておりません。もちろん自主的な解決でうまくいけば、それはもう一番結構なことでござりますが、やつてみても答えが出ない場合、当然主務大臣が乗り出していくべきでございますし、また周囲の客観情勢から見まして、これは自主的解決といって当事者に話してみても恐らくまとまらぬだろうということがあらかじめ予見できるような場合には、これは主務大臣が調整に乗り出すという場合も当然あり得ていいのではないかと思つておるところでございます。

○**桑名義治君** 実際に中小企業団体と大企業との自主的な交渉といふことはこれはもう、結局これができるならばこの法律実際は要らないわけですね。そういう大きな資本力、宣伝力に物を言わして中小企業の利益が侵害をされるというところから、この本法立案の趣旨があつたのではないかと、こういふうに思うわけです。そうやつて考えますと、自主的解決の努力というものが、訓示規定としては一応理解はできますけれども、運営上の問題としてはこれは柱にするのは私も非常にまずいのではないか、こういふうに考えるわけでございます。そういう立場から主務大臣の調整措置の対象とすべきであるというふうに私は考えるわけですが、その点もう一度確認をしておきたい。

○**政府委員(岸田文武君)** 具体的な条文でお示しをいたしますと、第七条の「調整勧告」の規定を「主務大臣は、前条第一項の規定による申出」すなわち調整の申し出「があつた場合において、当該申出をした中小企業団体及び当該申出に係る大企業者の間において同項に規定する事態の発生を回避することが困難であり」というふうな条文が書いつています。この規定の趣旨は、「両当事者で話合いをしなさい」と、それが壊れたときには主務大臣が調整に乗り出します。こういふうな場合ではなべて、もちろんそういう場合も含まれるわけでござりますが、客観情勢から見てこれは話し合いで解決つかないということが明らかに読み取れる場合には、両当事者の話し合いをしなくとも調整に入れると、こういふ意味で私どもはこの条文を理解をいたしておりますところでございます。

○**桑名義治君** 次に第五条について伺つておきたいと思いますが、中小企業団体は、大企業が進出計画を持つていると認めるときは、主務大臣に対し、計画の内容について調査の申し出をすることになつてゐるわけですが、これを受けて主務大臣はどのような方法で調査を行うのか、また、そのためどのように予算措置を講じるように考えておられるのか、まず伺つておきたいと思います。

○**政府委員(岸田文武君)** 条文では第五条になるわけでございますが、中小企業者が業界の会合へ出た、そのときに、どうもあの会社が進出するらしいぞ、というふうなうわさを聞いた、また、業界紙にそういうような記事が出てきた、どうも問題がありそうだけれどもその内容がはつきりしない、どうも心配だと、こういったときにこの条文が動いてくるわけでございます。そういう事態になりました場合には、中小企業団体から主務大臣に申し出をいたしまして、大企業者の持つてゐる計画の内容に関し、その開始または拡大の時期はどうであるか、規模がどうであるか、その他主務省令で定める事項、これはまだ内容詰まつておりますが、一体脈絡はどの程度のことを考えていましたか等々、まあこれから大企業がもし大規模な拡大をしたときに中小企業者の経営に重大な影響を及ぼしそうな幾つかのポイント、これについての調査の申し出をするということができる旨の規定でございます。それで、主務大臣はまあどういうやり方でやるかというのは、いわば主務大臣としてできるだけの努力を払うということでございまして、具体的な内容は、既存の資料で活用できる場合もございましょうし、あるいは大企業に聞いてその内容が明らかになつたところを通知をするというようなやり方もありましようし、それは臨機応変で考えていくみたいと思っておるところでござりますが、客観情勢から見てこれは話し合いで

この法律の施行に関する経費としましては、いろいろの内容も含まれておりますが、五十二年度予算で約二千六百万円の予算が計上されおります。そのかなりの部分をこの調査の費用にも充てると、いろいろなことができると思います。

○桑名義治君 二千六百万というのはちょっと少ないような気もするのですがね、当初ですからこの程度の予算化にしたこととは思いますが、今後の運営上の情勢を見ながら、やはりこれは予算化には、まだまだ増額には努力をしていかなければならぬのじゃないか、こういうふうに思います。

そこで主務大臣の調整措置として、政府案は特告、公表だったわけですが、衆議院の修正によつていわゆる調整命令及び罰則規定、こういうふうに加わったわけです。しかし、法律の上で整備されまして、問題は運用上の問題であつて、やはり法をどういうふうに運用するかによってこれが生かされるわけでございますが、それと同時に一方では消費者の利益等に配慮する必要がある、こういうふうに思うわけですが、中小企業者の事業機会を確保するためにどういう方針で運営をやるのか、政府の基本的な運営の方針を伺つてみたい。

○政府委員(岸田文武君) この法律では、最初「目的」のところからやはり消費者の利益に配するということがうたわれております。私はこの問題を離れましても、これからの中、小企業の方といふものは、やはり消費者の利益といふものを念頭に置いて經營が進められなければならぬし、また、そういうふうな中小企業でなければこれから伸びていかないというような感じがいたておりますと、長い目で見ますと、やはり日本経済体にいろいろなロスが出てまいりますと、これでも、大企業が出てまいりまして、それによつて中小企業が一挙に打撃を受けるということになりますと、長い目で見ますと、やはり日本経済のありますところでございます。ただ、そうは申しても、消費者の利益にもはね返つてくるというようなことがありますと、いまようやく。したがつて必要な調整はや

りやつでいいかなければならぬと思つておるところでございます。しかし、その調整のやり方が余りにも中小企業だけの立場で問題を進めるということでは相済まないわけでございまして、むしろ、私ども率直な気持から言いますれば、大企業が出てきて新しい技術を導入しようというよろなとさに、仮にそれに待つたをかけるということであるならば、多少の時間を置いて中小企業自身も新しい設備を入れ、合理化をし、それに負けないような製品を生み出すために時間の余裕が与えられるというようなことになれば、一番この法律が生きて使われるような形になるのではないかといふ氣すらしておるところでございます。

この法律の中では、目的自身に消費者利益のことをうたつてございますが、そのほかにも幾つかの場所で消費者の問題について触れておるところでございます。たとえば「調整勧告」の第七条の二項におきまして、一般消費者の利益を不当に害するようなものでない勧告をするようにと、いうことが書いてござります。「一時停止勧告」についてもその条文が引かれておるところでございます。それから中小企業調整審議会、これは名前が変わりまして分野等調整審議会と衆議院で改められておりますが、そのメンバーの中にも消費者代表を入れて消費者の利益を反映するような仕掛けを考えていきたいと思っておるところでございます。それから、申し忘れましたが、第八条の「意見の聽取」という規定がございまして、先ほど申しましたように、調整審議会の中にメンバーとして入るだけではなくて、調整審議会の運営に際しまして一つの案件についての勧告をするというようなときには、一般消費者の意見を聞くというような条文も用意もされておるところでございます。長い目で見て消費者のためになるような運営ということをこの法律全般を通じて考えていただきたいと思っておるところでございます。

そこからやつぱり間違いのない判断が、調整が行われるようには十二分の配慮をしていかなければならぬのかといふように考えるわけです。

さらに主務大臣は調整措置を講ずるに当たりましては、あらかじめ通産大臣の意見を聞かなければならぬことになつておるわけでござりますが、これは単にいわゆる主務大臣が参考として通産大臣の意見を聞けばいいのか、それとも通産大臣の同意を求めるという趣旨なのか、どちらの方に力点があるんですか。

○政府委員(岸田文武君) この法律は主務大臣がそれを責任を持って問題を解決するというたてまえになつております。主務大臣の範囲も通産省だけではなくて農林省、運輸省、建設省とその他各省にまたがつておるわけでございます。私はもは、各省もそれぞれの中小企業問題を抱えておられるわけでございまして、各省なりに大企業と中小企業とをいかにして調和をさしていくか、そしてその中で中小企業の経営を守っていくかといふ意味での配慮は当然なされるはずであると思つておりますものの、それが関係各省によつて余りにも取り扱いがばらばらであつてはぐいが悪いという意味におきまして、通産大臣の意見を聞くという条文を用意した次第でござります。この場合の通産大臣という意味は、いわば中小企業を所管する大臣として全体の整合性を図るといふ意味で、通産大臣がその任に当たるといふ意味で理解をいたしておるところでございます。これは決して、いまお話をございましたように同意を得るというような強いものではないわけでござりますが、しかし、やはり中小企業の立場を踏まえております通産大臣に対してもう一度お聞きしたいことを説明をしていただくといふことは、当然必要なことではないかと思っておるところでございます。

○桑名義治君 その事柄と関連して考えられることは、いわゆる主務省令に委任をしている事項があるわけです。そうしますと、各省によつてその

基準が異なる場合があるのじゃないかといふうに考へられるわけです。そうすると、たゞならないことにならぬかと思いまして、やはり基本のルールと動を実質的に支配することが可能な關係についても、産業分野によつて基準に差が出てくることにあらぬかといふうに思われるわけでござります。そういう立場を踏まえて、基準は統一的に決めることがむしろ望ましいことではなかろうか、こういうふうに私は思つてます。そういつた場合には、各大臣の省令をつくる立場から考へた場合には、各大臣の省令をつくる場合にはその基準について協議、調整、これを行う必要があるんじやないかといふうに考へるわけですが、その点どうでしようか。

○政府委員(岸田文武君) 各省それぞれの事情がある場合も当然予想されるわけでございますが、やはりこの法律が統一性のある形で運営されるということの必要性というのは私ども十分わかるわけでございまして、できる限りは共同省令のよくな形で処理をしていきたい、特別のそれによりがたい事情があります場合は御相談をして、單独省令ということはあり得ましても、原則としておるところでございます。

○桑名義治君 この本法におきましては、いわゆる主務大臣の権限を都道府県の知事には委任をしていないわけでございますが、将来法を運用していく中において、やはり主務大臣の権限を一部分的でも委任をした方がいいんではないかといふうな情勢が生まれた場合には委任する意思があるかどうか、その点ちょっと伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) 発生します問題は、本

るといふようなことになりますと、特定の府県だけで調整をしてもほんと意味がないということにならぬかと思いまして、やはり基本のルールとしてはとりあえず主務大臣が調整をするというよ

うな形でこの法律の骨組みをつくったわけでござります。御の場合、サービス業の場合、この辺も具体的なケースになつてしまりますといろいろな形が予想されるわけでございますが、御の場合に

もかなり全国府県にまたがる問題が出てくるでありますしようし、サービス業なども従来私どもの手元で扱っておりますクリーニング業などの場合にはかなり全国的に広がりを持った問題がございます。そんなことで、とりあえずは主務大臣が統一的にやるということで当初の原案を用意をいたしましたわけでございます。

ただ、お話をございましたように、実際運営をしてみて、もう少し地方的に処理できるものがあれば、そしてまた非常に件数が多くて、中央だけでも処理しきれないというような事情もそれに加わつてしまひました場合には、やはりそれなりの工夫をしなければならないと思います。たとえば都道府県へおる今までに通産局単位で問題を解決するというようなやり方はできなかどうか、あるいはそういうようなことも将来は研究してみなければならぬかと思つておるところでござります。

○桑名義治君 この法律がいよいよ制定されますと、今後新しく起つてくるいわゆる紛争事案につきましては本法の対象になるわけでございますが、既存の紛争事例について本法が適用されるの

かどうか、この点はどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(岸田文武君) たてまえいたしましては、この法律ができまして以降、この要件に該当する事案が出てまいりましたときにこの法律が動き出すというのが基本ルールであろうかと思ひます。ただし、従来処理しました案件につきまして、さらくに当該大企業が次の増設計画を持つてく

るというのがまた混乱に巻き込まれると、こういうような事態にはこれは新しい案件として、この法律の対象になることはあり得るというふうに理解をいたしております。

○桑名義治君 次に、大手小売業者が従来外部から仕入れていた商品を自社生産に切りかえたり、あるいは大手製造業者が自社製品を直接小売販売するというケースが始めているわけでございま

すが、本法律案では、このような場合は規制できることになるのかどうか。

それから、このような動きが最近目立ち、また

その影響が大きいだけに何らかの処置を講ずる必

要があると、こういうふうにわれわれは思つてお

るわけでございますが、その点はどうですか。

○政府委員(岸田文武君) 後者のケースは小売の

問題になるようになりますので、この法律の対象

ではなく、小売商業調整法等でどう扱うかという

問題にならうかと思います。

前者の問題につきましては、恐らく自家生産を

するときに、かなりの設備の増強をするというよ

うなことが結果として中小企業の経営に打撃を与えるというケースであれば、この法律の対象にな

ります。

○桑名義治君 先ほどの質問の中にも一部入れて

おいたわけですが、またお答えを願つたわけです

が、消費者利益の保護という点についてもう少し

お伺いをしておきたいと思います。

本法は一般消費者の利益の保護に配慮すること

が目的の中にも入つておりますし、先ほどからの

御答弁の中にも、多少条文の中にも入つておるわ

けでございます。たとえば第七条の第二項でござ

いますか、この中にも入つておるわけでございま

が、大企業の事業活動の調整に当たっては、関係中小企業者の事業機会を確保することが第一目的であるということはこれはもう当然のことではございますが、その一方消費者の利益についての配慮も必要であり、両者の調和を図ることが非常に大切になってくるわけでございます。そこで本法運用に当たって消費者利益の保護にどのように配慮するつもりなのか、この点をもう一遍伺つておきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) やはりいまお話をにもございましたように、基本は中小企業の事業活動を適正に確保するということが基本でございます。

それが守られず、たくさんの中小企業がばたばた倒れるというようなことになりますと、一つは

社会的な問題になるだけではなくて、経済的に見ましても今まで相当の設備を入れていたのがむ

だになる、あるいは相当の従業員が活動していたのが解雇せざるを得なくなる、こういうことは経

済的にもロスな問題であるというふうに理解をいたしておるところでございます。したがつて、あ

る意味での調整といふものが国民経済的にも理由づけられるだらうと思つてございますが、し

かしそれを、それだからといって中小企業の経営の確保のためにはすべてを、ほかの要素は無視し

ていいかというとそれはまいりにくい面があるだ

らうといふうに思ひます。したがつて、これは

具体的なケースが起つてきただ場合に、やはり必要最小限度の調整をするということが結果として

は消費者の利益につながつてくると、こういった意味合いで運営をしていくことが必要なのではないかと思つておるところでございます。

したがつて、時期をどうするか、あるいは規制をどうするか、こういったときの判断の基準として中小企業の立場も十分踏まえながら、同時に長

い目で見ての消費者の利益といふものを別途の物差しとして用意をし、そのところをうまく調和をしていくといふ運用の仕方が特に大切なのではないかと思つておるところでございます。

○桑名義治君 消費者の利益を保護するという意

味で、第八条の中に「中小企業調整審議会は、云々と書いて、最後の方に「一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聽かなければならぬ。」意見を聞くというふうになつておりますけれども、それよりもむしろ調整審議会の構成員の中には消費者団体の代表を加える、そして消費者の意見が審議会の中でも十分に反映をされるというふう、そういう配慮がむしろ必要なのはなかろうかというふうに考えるわけですが、その点はどうですか。

○政府委員(岸田文武君) もう調整審議会の委員の中には、当然中小企業ないし産業界の実情に明るい方が相当数入られるわけでございますが、そ

のほかに、学識経験者の方あるいは消費者の方も入つていただきまして、何とかして、出てきました勧告案の内容が公正妥当なものであり、大企業とともにやはり社会的に見て受け入れざるを得ないというような権威のあるものを持つていただきたいと思つておるところでございます。

○桑名義治君 そうしますと、この第八条の「一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聽かなければならない。」ということは、いわゆる調整審議会の構成員として一般消費者も関連事業者も入れるとということに、こういう解釈をして

もよろしゅうございますか。

○政府委員(岸田文武君) 第八条の意味は、御理解いただいておりますのと多少違つております。

私どもは審議会の委員の中に消費者の代表の方も入れていただきたいということを考えておりますのに加えまして、審議会を運営するときに、一般消費者あるいは関連事業者の意見もあわせて聞くといふ形で運営していくといつて思つておるわけ

でございます。

○桑名義治君 調整審議会の委員の構成員の一部に消費者代表を入れる、それと同時にまた意見を聴取する場合も一般消費者、関連事業者の意見を

うような形で運営していくといつて思つておるわけですね。

○政府委員(岸田文武君) はい。

そこで今度は、本法からは小売業が除外をされ

ているわけでございますが、この理由は中小企業政策審議会の「意見具申」にもありますように、小売業については大規模小売店舗法等により別途の調整措置が講じられていることにあるようではございますが、しかしながら、最近の各地における大手スーパー等大型店の積極的な進出攻勢、先ほどからいろいろとこの問題についても論議をされておつたわけでございますが、地元中小業者との間で紛争が頻繁に起つてゐるわけです。結局

中小企業の利益が犠牲にされる事例が非常に多いわけでございますが、この意味から現行の小売業における調整制度はきわめて不十分であるというふうに考えられるわけです。抜本的な改善が必要であると、こういうふうに思うわけでございますが、政府の御見解を伺つておきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 御意見の点は、私どももやはり考えておかなければならぬ問題ではな

いかと思っておるところでございます。私どもがこの御提案申し上げております法律の中で小売業を適用除外にしたのは、小売業は問題がないから除外をしたわけでもないし、また小売業を見捨て

るというような気持ちはさらさらないわけですが、その用意はございませんか。

○政府委員(山口和男君) 大規模小売店舗法によ

ります小売業の經營につきましては、ただいま先生御指摘のとおり店舗面積を特定指定都市につきましては三千平米以上、その他につきましては千五百平米以上を対象といたしまして、それ未満のものについては一応適用の外に置いております。

これは大規模小売店舗法の法律に基づきます調整

は、大きな店舗の顧客の吸収力というものの着目をいたしまして、大きな店舗ほど顧客吸収力が大きいというような意味で、周辺の中小小売業等に与える影響も大きいというような趣旨で現在のよ

うな法律の規制になつてゐるわけでございますが、ただいま御指摘のございましたような人口密度あるいは所得のレベル等によりますきめの細かい、小さな都市等についての問題につきまして、

先ほどお話を聞いておりますような中小企業問題、小売商問題についてのいろいろな問題点含めま

して、今後この安定成長下の小売業のあるべき姿あるいは小売業の振興策、そいつたものともからめまして基本的な検討をひとつ加えていくという中で、十分検討してみたいと考えております。

○桑名義治君 百貨店 スーパー等の大型店の進出には、地元消費者、小売業代表等関係者代表で構成しておりますいわゆる商調協といふものがあるわけでございますが、この商調協の審査が最終的には必要であるというふうになっているわけでございますが、從来進出の是非を決める基準がなくて、そのために各地で紛争解決が遅々として進まない、そういう実例が数多く上がってきておるのではないか、こういうようにも思つたわけです。このために通産省では五十二年度早々にも大規模小売店舗審議会に關係機関を設け、大型店の進出が周辺の小売店に与える影響、都市の人口に対する適正な商業規模等の点について検討し、審査基準を整える方針である、こういうようにお聞きをしておるわけでございますが、このため最近大規模小売店舗審査指標策定委員会といふものを発足をさせて基準づくりのために具体的な作業に入った、こういうように聞いておられます。現在その進捗状況がどういうふうになつてあるのか、差し支えなければお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(山口和男君) 大規模小売店舗審議会におきましてこういったただいま先生御指摘いただきましたような実際の商調協における審議の基準といつたものがないという点についてのいろいろ御意見が出されまして、去る四月の十二日の審議会におきまして新たに審査指標部会といふものをつくりうるということが決議されまして、審査指標部会の部長には早稲田大学の宇野先生に部会長になっていただきまして、実はすでに本日審議を開始いたしていところでございます。今後でござるだけこの審議会で活発に御審議いただいて、早急に結論を出すように努力してまいりたいと思つております。

○桑名義治君 最後に、大臣に決意をお聞きをし

ておきたいと思うのですが、いずれにしてもこういう法律ができるまでも、この法を運営する立場である程度の幅がどうしても出てくるわけです。そういった意味で、この法律の趣旨といふものがあくまで中小企業の分野を確保するというそこに力点があるわけでございますので、その力点の上に立つての運用をしていくという、そういう意思を立てるわけでござります。そこで、こういうように思います。

○國務大臣(田中龍男君) ただいま御指摘のこと

くに、いろいろと法制をつくりましたり、審議会をつくりましたり、答申をいたしたりいたしまして、要はその法制を運用する心構えの問題だと思います。ただいま桑名さんからのお話のように、われわれはここに新しく分野調整法をお願いをし、さらに他の二法におきましても、構造的な日本経済の転換期に当たりまして思いを新たにして、このいまの中小企業に対します分野の問題については、ひとつ敢然とといいますか、毅然とした態度で臨んでいきたい、こういうふうに考えております。

○委員長(加藤武徳君) 暫時休憩いたします。

〔休憩後開会に至らなかつた〕

一、派遣期間 五月十三日及び十四日の二日間
一、調査の概要
(1) 札幌鉱山保安監督局、北海道労働基準局、三井石炭鉱業株式会社、および同社の労働組合・職員組合から、それぞれ災害の実情等に

ついて説明並びに要望などを聽取した後、三井芦別鉱業所病院および芦別市立病院に入院中の負傷者八名を見舞つた。

(2) 災害の原因等については、次のとおりである。会社の説明によれば、「事故の二時間前に保安の巡回係員がガス濃度を測ったときは〇・七%で、平常と変わりなかった。切り羽作業中の人が死亡しており、発破を扱っていた地点の傷みも少ないので、発破が火源だと考へられない。ボーリング作業や電気関係にも万全を期していたので、よくわからぬ」という。現在、札幌鉱山保安監督局等において原因究明中であるが、一部坑内にガスが残っているため調査があまり進んでいない。

○・七%で、平常と変わりなかった。切り羽作業中の人が死亡しており、発破を扱っていた地点の傷みも少ないので、発破が火源だと考へられない。ボーリング作業や電気関係にも万全を期していたので、よくわからぬ」という。現在、札幌鉱山保安監督局等において原因究明中であるが、一部坑内にガスが残っているため調査があまり進んでいない。

保全対策については、会社から、「基準以上ガスがある時は、作業を中止させ、ガス抜きして作業するようにしている。事故を起こせば経営基盤が崩れるので、労使一丸となつて保安に取り組んできた」との説明があつた。

(4) 労働組合等からの要望は次のとおりである。(1)、国の責任で早急に保安技術調査団を派遣し、原因を究明し、二度と事故がないようにしてほしい。(2)、深部の保安対策のため、國立の総合開発センターを五十三年度中に設立してほしい。(3)、炭鉱の保安管理面はすべて國に移管して強化すべきである。(4)、深部開発は私企業では限界があるので、國の助成措置をとつてほしい。

(5) 調査で感じたことは、次のとおりである。

これまで人柱が立たないと対策が進まない面があり、残念であるが、今度こそ深部採炭に伴う保安対策の確立に全力を尽くしてもらいたい。また遺族への補償については、直轄鉱員と准鉱員との間に差をつけないよう指導する、という労働大臣の委員会での発言もあるので、最大限の努力をしてもらいたい。

○桑名義治君 最後に、大臣に決意をお聞きをし

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のよう改める。
(伝統的工芸品の表示等)

第八条 伝統的工芸品産業振興協会は、伝統的工芸品について、通商産業省令で定めるところにより、伝統的工芸品であることを付することができる。

第八条の二 何人も、伝統的工芸品以外の商品について、当該商品が伝統的工芸品であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示を付してはならない。

第八条の二 何人も、伝統的工芸品以外の商品について、当該商品が伝統的工芸品であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示を付してはならない。

第八条の二 何人も、伝統的工芸品以外の商品について、当該商品が伝統的工芸品であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示を付してはならない。

第八条の三 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、伝統的工芸品と類似する商品で外國において生産されたものが原産地の表示を付さないで輸入されることにより、伝統的工芸品産業が重大な損害を受け、又は受けけるおそれがあると認める場合には、当該商品を輸入する事業者に対し、その原産地を表示した商品でなければ輸入してはならないことを命ぜることができる。

第十条の次に次の二条を加える。
(類似品の輸入に対する措置)

第十条の二 政府は、伝統的工芸品と類似する商品で外國において生産されたものの輸入が増加し、当該輸入により伝統的工芸品産業が重大な

損害を受け、又は受けるおそれがあると認められる場合には、当該類似する商品の輸入に関し、

輸入の制限、関税率の引上げその他必要な措置を講ずるものとする。

第十三条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 伝統的工芸品について伝統的工芸品で

あることの表示を付すること。

第十六条の前の見出しの次に次の二条を加える。

第十五条の二 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の二の規定に違反した者

二 第八条の三の規定による命令に違反した者

第十六条第二項中「前項」を「前二条」に、「同項」を「各本条」に改め、同項を第十六条の二とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経

目次中「第三章 事業者団体」を「第三章の二 獨占的状態」に、「第四章 株式の保有、役員の兼任、

合併及び営業の譲受」を「第四章 株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受」に、「第九章 訴訟」

を「第九章の二 雜則」に改める。

第一条第六項の次に次の二項を加える。

この法律において独占的状態とは、同種の商品(当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む)。(以下この項において「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの(輸出されたもののを除く)の価額(当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする)又は

過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
二、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(小字及び――は衆議院修正)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次の

ように改正する。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であること。

四 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利率率を著しく超える率の利益を得ていること。

五 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく过大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

六 当該事業者の属する政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする)を乗じて得た額の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第七条に次の二項を加える。

公正取引委員会は、不当な取引制限につき前項に掲げる措置を命ずる場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該行為によつて生じた影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届出及び当該具体的

及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの(輸出されたものを除く)又は国内において供給された当該役務の数量(数量によることが適当でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ)のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ)が二分の一を超えて又は二の事業者のそれぞれの市場占拠率の合計が四分の三を超えていること。

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であること。

四 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利率率を著しく超える率の利益を得ていること。

五 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく过大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

六 当該事業者の属する政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする)を乗じて得た額の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、

第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対する行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなるまでの期間(以下「実行期間」という。)

における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする)を乗じて得た額の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

前項の規定による命令を受けたものは、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

第一項の規定により計算した課徴金の額に一

万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第一項に規定する違反行為をした事業者が会社である場合において、当該会社が合併により消滅したときは、当該会社がした違反行為は、

合併後存続し、又は合併により設立された会社

措置の実施状況の報告を命ずることができる。

公正取引委員会は、第三条の規定に違反する行為が既になくなつてゐる場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなつてゐる旨の周知措置その他当該行為が既になくなつてゐることを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

規定期間を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつてゐることを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

規定期間を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつてゐることを確保るために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

規定期間を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつてゐることを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

がした違反行為とみなして、前三項の規定を適用する。

実行期間の終了した日から三年を経過したとき（当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき（当該一年の経過が当該実行期間の終了した日から三年を経過する日前に到来したときは、当該三年を経過したとき）は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。ただし、当該違反行為について、第四十八条の第二項の規定により課徴金を国庫に納付することを命じた後においては、この限りでない。

第八条の二第二項中「前項」を「第一項又は前項において準用する第七条第二項若しくは第三項」に改め、「認めるときは」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い」と、「含む。」の下に「第四十八条第一項及び第二項において同じ。」を加え、「同項」を「第一項又は前項において準用する第七条第二項若しくは第三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第七条第二項の規定は前条第一項第一号の規定に違反する行為に、第七条第三項の規定は前条第一項第一号、第四号又は第五号の規定に違反する行為に、それぞれ準用する。

第三章中第八条の二の次に次の二条を加える。

第八条の三 第七条の二の規定は、第八条第一項第一号又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第一項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、「事業者に対し」とあるのは「事業者団体の構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行つものである場合は、その事業者）に対し」と読み替えるものとする。

第三章の次に第一章を加える。

第三章の二 独占的状態

第八条の四 独占的状態があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、営業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。

三 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
四 事業設備の状況
五 特許権、商標権その他の無体財産権の内容及び技術上の特質
六 生産、販売等の能力及び状況
七 資金、原材料等の取得の能力及び状況
八 商品又は役務の供給及び流通の状況

第九条の二 金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同様）の次に次の二条を加える。

第九条の二 第九条の二の規定は、第八条第一項第一号又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第一項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、「事業者に対し」とあるのは「事業者団体の構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行つものである場合は、その事業者）に対し」と読み替えるものとする。

四

第五条 第二号に規定する事業及び前号に規定する

前項に規定する株式会社の基準額が減少した

純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条例において同じ。」が三百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する国内の会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。）の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれか多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

設立された法人で政府が資本の全額を出資しているもの若しくはその債務について政府が保証契約をすることができるものが出資している国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得し、又は所有する場合

二 産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で、多額の資金を必要とし、かつ、通常の方法によつてはその調達が困難なものを作り、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合に限る。

七 現に所有する株式（第一号から第四号まで又は前号の規定に該当する場合における当該所有する株式を除く。）について割り当てられる新株又は当該株式についての利益の配当としての新株を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から二年以内において所有する場合に限る。

八 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百六十五条の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年）以内において所有する場合に限る。

九 やむを得ない事情により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ（緊急やむを得ない事情により取得する場合にあつては、取得後遅滞なく）公正取引委員会の承認を受け、当該承認で定められた期間内において所有する場合に限る。

十 前号に規定する会社に対する投融資事業（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条ノ二の規定による新株の発行、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる

通知しなければならない。

第四十五条の次に次の二条を加える。

第四十五条の二 公正取引委員会は、独占的状態に該当する事実があると思料する場合において、前条第四項の措置をとることとしたときは、その旨を当該事業者の営む事業に係る主務大臣に通知しなければならない。

前項の通知があつた場合には、当該主務大臣は、公正取引委員会に対し、独占的状態の有無及び第八条の四第一項ただし書に規定する競争を回復するに足りると認められる他の措置に関する意見を述べることができる。

第四十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第三項中「臨検検査」を「立入検査」に改め、同条第三項中「(当該違反行為が証明書を携帯させなければならない)」を「身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十七条第一項中「第九条第一項若しくは第二項」の下に「、第九条の二第一項」を、「当該違反行為をしているもの」の下に「(当該違反行為が第八条に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。)」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

公正取引委員会は、第三条、第八条第一項第一号、第四号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつてゐると認める場合において、特に必要があると認めるときは、当該違反行為を行つたもの(当該違反行為が第八条第一項第一号、第四号又は第五号に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。)に対し、適切な措置をとるべきことを勧告すること

ができる。

第四十八条の次に次の二条を加える。

第四十八条の二 公正取引委員会は、第七条の二第一項(第八条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する事実があると認める場合には、事業者又は事業者団体の構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合に

は、その事業者(以下この条において同じ。)に規定する事実があると認める場合には、事業者又は事業者団

に納付することを命じなければならない。ただ

し、当該違反行為について審判手続が開始され

た場合には、審判手続が終了した後でなければ

命ずることができない。

前項の規定による命令(以下「納付命令」とい

う。)は、納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載した課徴金納付命令書の副本を送達して行

う。

前項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の副本を発送した日から二箇月後に定められ

ばならない。

公正取引委員会は、納付命令をしようとする

ときは、当該事業者又は事業者団体の構成事業者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

納付命令に不服があるものは、公正取引委員会規則で定めるところにより、課徴金納付命令書の副本が到達した日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、当該事件について、審判手続の開始を請求することができる。

納付命令は、前項に規定する期間を経過した後は、第二十六条の規定の適用については、当該違反行為について前条第四項、第五十三条の二又は第五十四条の規定による審決がされた場合を除き、確定した審決とみなす。

第四十九条中「前条第一項の場合」を「第四十一条第一項若しくは第二項に規定する場合又は第八条第一項若しくは第二項に規定する場合又は独占的状態があると認める場合」と改める。

ただし書に規定する場合を除く。第五十四条第一項において同じ。」に改め、同条に次の二条を加える。

前条第五項の規定による請求があつた場合においては、公正取引委員会は、当該請求を不適法として審決をもつて却下する場合を除き、遅滞なく、当該請求に係る事件について審判手続を開始しなければならない。

前条第五項の規定により審判手続が開始された場合においては、当該事件に係る納付命令は、その効力を失う。

公正取引委員会は、第八条の四第一項に係る事件について審判手続を開始しようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第五十条第二項を次のように改める。

審判手続は、第七条第一項、第二項(第八条の二第二項において準用する場合を含む。)若し

くは第三項(第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第三項、第八条の四第一項、第十七条の二若しくは第二十条第一項に規定する措置(第五十二条第一項において「排除等の措置」という。)を命じようとするもの又は第八条の二第五項の規定による請求したものが第五十二条第一項に規定する措置(第五十二条第一項において「被署人」という。)に審判開始決定書の副本を送達することにより、開始する。

第五十二条第一項中「第七条、第八条の二、第十七条の二又は第二十条の規定による措置を「排除等の措置又は第七条の二第一項(第八条の三において準用する場合を含む。)、第八条の二第二項に規定する行為」の下に「又は独占的状態に該当する事実」を加え、「第七条、第八条の二」を「第七条第一項若しくは第二項(第八条の二第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第三項」に、「又は第二十条」を「若しくは第十九条」を「若しくは第十九条」に改め、「認める場合」の下に「又は独占的状態があると認める場合」を加え、「第七条、第八条の二」を「第七条第一項若しくは第二項(第八条の二第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第三項」に、「又は第二十条」を「若しくは第二十条第一項又は第八条の四第一項に改め、「規定する行為」の下に「又は独占的状態に該当する事実」を加え、「場合及び」を「場合」に、「且つ、既に当該行為がなくなつてゐると認める場合」を「立ち入つて」に改める。

に改め、同条を第五十二条の三とし、第五十二条の次に次の二条を加える。

第五十二条の二 公正取引委員会は、審査官又は被審人若しくはその代理人から申出のあつた証拠を採用しないときは、その理由を示さなければならない。

第五十三条の二の次に次の二条を加える。

第五十三条の二の二 公正取引委員会は、第五十五条の二の規定により審判官に審判手続の一部を行わせた場合において、被審人又はその代理人の申出があるときは、これらの者が直接公正取引委員会に對し陳述する機会を与えなければならない。ただし、第四十九条第二項の規定により審判手続が開始された事件であつて、当該事件に係る違反行為について第四十八条第四項、次条又は第五十四条の規定による審決がされているものについては、この限りでない。

第五十三条の三中「以て申し出て、且つ、当該違反行為を排除するため自ら採るべき具体的の措置」を「もつて申し出て、かつ、当該違反行為及び当該違反行為によつて生じた影響を排除し、若しくは当該違反行為が排除されたことを確保し、又は独占的状態に係る商品若しくは役務について競争を回復させるために自らとるべき具体的の措置」に改める。

第五十四条第一項中「第九条第一項若しくは第二項」の下に「、第九条の二第一項」を加え、「又は第十九条」を「若しくは第十九条」に改め、「認める場合」の下に「又は独占的状態があると認める場合」を加え、「第七条、第八条の二」を「第七条第一項若しくは第二項(第八条の二第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第三項」に、「又は第二十条」を「若しくは第二十条第一項又は第八条の四第一項に改め、「規定する行為」の下に「又は独占的状態に該当する事実」を加え、「場合及び」を「場合」に、「且つ、既に当該行為がなくなつてゐると認める場合」を「立ち入つて」に改める。

第五十五条第一項中「第七条、第八条の二、第十七条の二又は第二十条の規定による措置を「排除等の措置又は第七条の二第一項(第八条の三において準用する場合を含む。)、第八条の二第二項に規定する行為」の下に「又は独占的状態に該当する事実」を加え、「第七条、第八条の二」を「第七条第一項若しくは第二項(第八条の二第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第三項」に、「又は第二十条」を「若しくは第二十条第一項又は第八条の四第一項に改め、「規定する行為」の下に「又は独占的状態に該当する事実」を加え、「場合及び」を「場合」に、「且つ、既に当該行為がなくなつてゐると認める場合」を「立ち入つて」に改める。

する事実がなくなつてゐる」と認める場合（前項の規定により審決をする場合を除く。）又は独立的状態に該当する事実があつて第八条の四第一項ただし書に該当すると認める場合」に改め、同条第一項の次に次の「一項」を加える。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三条、第八条第一項第一号、第四号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつてゐると認めるときは、審決をもつて、被審人に対し、第七条第三項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する措置を命じなければならない。

第五十四条の次に次の二条を加える。

第五十四条の二 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第七条の二第一項（第八条の三において準用する場合を含む。）に規定する事実があると認めるときは、審決をもつて、被審人に對し、当該違反行為に係る課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第五十四条の二、公正取引委員会は、審判手続を経た後、第七条の二第一項（第八条の三において準用する場合を含む。）に規定する事実があると認めるときは、審決をもつて、被審人に對し、当該違反行為に係る課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第五十四条の二 第三項の規定は、前項の審決に準用する。

第五十四条の三 前二条の審決においては、被審人が争わない事実及び公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならない。

第五十五条第一項中「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同条に次の「一項」を加える。

第八条の四第一項の指置を命ずる審決をするには、前項において準用する第三十四条第二項及び第五十七条第一項中「適用」の下に「並びに第五十四条の二第一項の審決があつては、課徴金の計算の基礎」を加える。

第五十八条に次の「一項」を加える。

第八条の四第一項の措置を命ずる審決は、確定しなければ執行することができない。

第六十二条第一項中「第一項」の下に「又は第

二項」を加え、「以て」を「もつて」に、「差止」を「差止め」に改める。

第六十四条中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条の次に次の「一条」を加える。

第六十四条の二 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しないものがあるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徵収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

前項の規定により計算した延滞金を徵収することができるときは、その端数は、切り捨てる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

第六十五条第一項中「第十一条第一項」を「第九条の二第一項第六号、第十一条第一項」に、「又は第五条第九号の承認」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第一項に掲げる場合においては、「且つ」を「かつ」に、「過失」を「重大な過失」に改め、同条第二項中「前項各号に掲げる場合においては」を「前項たゞし書に規定する証拠の申出については」に、「その事由を明かに」を「同項各号の一に該当する事実を明らかに」に改め、同条第三項中「第一項の規定によるあだらしい証拠」を「第一項ただし書に規定する証拠の申出に理由があり、当該証拠」に改める。

第九章の次に次の「一章」を加える。

第九章の二 雜則

第八十八条の三 この法律に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができ

る。

第七十二条中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改め、同条第一項に次の「二項」を加める。

第六十四条中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「以て」を「もつて」に改める。

第七十二条の二 公正取引委員会は、第八条の四第一項に係る事件について審判手続を開始しようとするとときは、公聴会を開いて一般の意見を求めるべきである。

第七十六条中「認可申請」を「認可又は承認の申請」に改める。

第七十七条第一項中「三十日」の下に「第八条の四第一項の措置を命ずる審決については、三箇月」を加える。

当事者は、裁判所に対し、当該事件に關係のある新しい証拠の申出をできることができる。ただし、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出は、次の各号の一に該当することを理由とするものであることを要する。

第八十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第五十五条第一項中「第一項第一項」を「第九条の二第一項第六号、第十一条第一項」に、「又は第五条第九号の承認」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第一項中「認可」の下に「又は承認」を加える。

第六十六条第一項中「認可」の下に「又は承認」を加え、「以て」を「もつて」に改める。

第六十七条第一項中「第九条第一項若しくは第二項」の下に「第九条の二第一項」を加え、「疑い」を「疑い」に改める。

第六十九条中「又は」の下に「課徴金納付命令書若しくは」を加える。

第七十一条中「第二条第七項」を「第二条第九

条第三項」を「第四十八条第四項に」、「第五十四条第一項」を「第五十四条第一項若しくは第二項」に改める。

第九十一条中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第六号中「第十七条」を「前各号に掲げる規定による禁止又は制限につき第十七条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号から同条第五号までを「一號ずつ繰り下げ、同条第一号の次に一号を加える。

第九十三条中「五万円」を「十万円」に改め、第九十四条中「一万円」を「二十万円」に改め、第九十五条第一項中「第九十一条第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号」を「第九十一号（第五号を除く。）に、「外」を「ほか」に改め、同条（第五号を除く。）に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項中「第九十一条第一号若しくは第五号」を「第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）に、「第二号」を「第五号」を「第五号」を「第五号」を「第五号」に、「外」を「ほか」に改める。

第九十五条第一項中「第九十一条第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号」を「第九十一条第一項中「第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）に、「第二号」を「第五号」を「第五号」を「第五号」を「第五号」に、「外」を「ほか」に改める。

第九十五条第一項中「第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）に、「第二号」を「第五号」を「第五号」を「第五号」に、「外」を「ほか」に改める。

に必要な措置を講じなかつた当該法人（第九十一条第一号又は第三号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十七条中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「第五十四条第一項」を「第五十条第一項若しくは第二項」に、「五万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第百六条中「第九条」の下に「第九条の二」を加え、「第十二条」を削る。

附 則

（施行期日） 第百六条中「第九条」の下に「第九条の二」を加え、「第十二条」を削る。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）の規定によつたものとみなす。

第三条 新法第七条第三項（新法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新法第七条の二第一項（新法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に既になくなつてゐる行為には、適用しない。

2 施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為に対する新法第七条の二第一項（新法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から当該行為の実行と期間とみなす。

第四条 新法第九条の二第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の規定は、同項の規定の適用

を受ける株式会社が昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に取得した株式についても適用する。この場合において、施行日に同項

の規定の適用を受ける株式会社についての同項

第六号及び第九号の規定の適用については、同項第六号中「あらかじめ」とあり、及び同項第九号中「あらかじめ（緊急やむを得ない事情に

より取得する場合にあつては、取得後遅滞なく」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

（昭和五十二年法律第二号）の施行後遅滞なく」とする。

第五条 新法第九条の二第一項に規定する株式会社につき、第一号に掲げる額が施行日における基準額（同項に規定する基準額をいう。以下同じ。）を超えている場合においては、施行日から十年間は、次に掲げる額のいづれか少ない額（以下「特例基準額」という。）を基準額とみなして、同項の規定を適用する。ただし、特例基準額が基準額以下であるときは、この限りでない。

一 施行日に所有する国内の会社（新法第九条の二第一項第一号から第四号までに規定する

国内の会社を除く。以下この項及び附則第七条第一項において同じ。）の株式（新法第九条の二第一項第五号、第六号、第八号又は第九号の規定に該当する場合における当該所有する株式を除く。附則第七条第一項において同一の規定により設立された株式会社が新法第九条の二第一項に規定する株式会社である株式を除く。）の取得価額（新法第九条の二第一項において同一の規定により設立された株式会社が新法第九条の二第一項に規定する株式会社である株式を除く。）の取得価額を「特例基準額」とみなし、新法第九条の二第一項の規定によつて準用する。

二 施行日から十年を経過する日までの間に会社の合併が行われた場合において、合併後存続し、又は合併により設立された株式会社が新法第九条の二第一項に規定する株式会社であり、かつ、基準額を超えて国内の会社の株式を所有することとなるときは、合併の時以後施行日から十年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を基準額とみなして、新法第九条の二第一項の規定によつて準用する。ただし、基準額が増加して基準額とみなされる額以上となつたときは、この限りでない。

一 合併後存続する株式会社 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 合併の時にその株式会社及び当該合併に係るものである場合においては、当該合併に

より消滅した会社が昭和五十二年十二月三十日

に所有していた国内の会社の株式の取得

価額を含む。附則第七条第一項第一号ロ及び

第二号ロにおいて同じ。）の合計額

新法第九条の二第一項に規定する株式会社につき、前項第一号に掲げる額が特例基準額（同項ただし書に該当する場合にあつては、基準額を超過している場合においては、施行日から一年間は、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる額を基準額とみなして、同条第一項の規定を適用する。

二 昭和五十一年十二月三十一日に当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有してい

た国内の会社の株式の取得価額の合計額の和

イ 合併の時に当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式

の取得価額の合計額の和

ロ 昭和五十一年十二月三十一日に当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有してい

た国内の会社の株式の取得価額の合計額の和

二 前項の場合において、基準額とみなされる額が同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる額であるときは、当該合併の日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同項第一号イ又は第二号イに掲げる額を基準額とみなして、新法第九条の二第一項の規定を適用する。

三 金融業を営む会社（新法第十一条第一項に規定する金融業を営む会社で保険業を営む会社以外のものをいい。以下「金融会社」という。）が施行日に国内の株式（同項第三号に規定する場合における当該所有する株式を除く。以下この項において同じ。）の発行済の株式の総数の百分の五（以下「基準株式数」という。）を超えて所有している場合（当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十を超えて所有している場合にあつては、旧法第十一条第一項ただし書若しくは同条第二項の認可を受け、又は同条第一項第一号若しくは第二号の一に該当して所持している場合に限る。）におけるその金融会社による当該国内の会社の株式の取得又は所有についての利益の配当としての新株を取得した場合においては、当該新株の取得価額を含み、当該株式会社がその間に行われた合併に

第十一條の規定を適用する。ただし、特例基準

請願者 大阪市城東区鳴野東三ノ三ノ八大
支部内 阪市水産物商業協同組合城東鶴見

紹介議員 加藤 進君 谷本利雄外五十五名

大型店の進出から中小売店の経営を守るために、
「大規模小売店舗法」に次の内容を盛り込むよう
改正されたい。

一、現行の届出制を許可制にし、許可権限は都

道府県知事とすること。

二、一店当たりの基準面積を大幅に引き下げる
こと。

三、売場面積一平方メートル当たりの消費者人
口の基準を設け、一都市における大型店の売

場面積がこれを超えることを禁止すること。
四、ダミーやコンビニエンス・ストアについて
も、その資本系列の大型店の売場面積の総量
に含め規制の対象とすること。

五、「商調協」は自治体のもとに置き、民主的な
運営を保障すること。

第四八六五号 昭和五十二年四月二十七日受理
大規模小売店舗法改正に関する請願

請願者 大阪市旭区赤川一ノ五ノ三四赤川
長 柳河瀬精外五十六名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第四八六四号と同じである。

第四八六六号 昭和五十二年四月二十七日受理
中小企業の事業分野を確保する法律制定に関する
請願

請願者 大阪市旭区大宮四ノ一三あおい
チエーン大宮ストア内 松山武外

紹介議員 加藤 進君 五十七名

中小企業の経営と従業員の生活を守り、中小業者
が國民生活の安定と國民經濟の發展により積極的

な役割が果たせるよう、次の事項の実現を図られ
たい。

一、速やかに、中小企業者の事業分野の確保に
関する法律を制定すること。

二、中小企業事業分野確保法の制定にあたつて
は次の事項を盛りこむこと。

1 業種の指定は、中小業者、学識経験者、
消費者などを含む審議会の議を経て主務大臣
が指定すること。

2 巨大企業及び外資の支配する企業は指定
業種への進出を禁止するとともに、その他
の大企業の進出は許可制とすること。

3 地方において国の指定業種以外で制限の
必要なある業種については、都道府県の審
議会の議を経て都道府県知事の禁止または
許可制とすること。

4 法律に違反した大企業に対しては、損害
賠償など義務付け、また厳重な処罰を行
うこと。

5 指定業種に既に進出している大企業の事
業活動を規制できること。

6 指定業種に属する中小企業者が經營の改
善を図ろうとするときは、国および自治体
は助成措置を講ずること。

理由 中小業者は、地域社会に密着し、消費者と直結し
たきめ細かなサービスと技術をもつて、安心でき
る商品を提供し、國民生活の向上と日本經濟の發
展に貢献してきたが、近年、大企業が巨大な資本
力を背景に、直接あるいはダミーを通じ中小企業
の事業分野に横暴に進出し、私たちの存立基盤を
脅かしているのが実情である。

理由 景気回復が停滞している中で、巨大企業は一層利
潤を増大させており、一方で中小企業の危機はま
すます深刻になつてゐる。とりわけ、大企業の中
小企業事業分野への進出や下請けの再編成は、中
小企業の經營とそこに働く労働者の生活を脅か
している。

紹介議員 須藤 五郎君 七名
この請願の趣旨は、第四八六六号と同じである。

第四九一九号 昭和五十二年五月二日受理
中小企業事業分野法制定と独占禁止法改正に關す
る請願

請願者 東京都港区東新橋二ノ四ノ九丸運
労働組合内 石沢八郎外十二名

紹介議員 柄谷 道一君

理由 中小企業の經營と労働者の生活を守るため、次の
事項の実現を図られた。

一、中小企業事業分野法を制定し、大企業の横
暴な進出を規制するため、中小企業の事業分
野について業種指定を行うこと。

二、巨大企業、多国籍企業の中小企業分野への
進出を禁止し、その他の大企業の進出は許可
制とすること。

三、独占禁止法を改正し、寡占体制の企業を分
割すること。

四、独占価格を規制し、不当に引上げた価格を
元にもどすこと。

理由 中小企業事業分野への進出や下請けの再編成は、中
小企業の經營とそこに働く労働者の生活を脅か
している。

昭和五十二年六月一日印刷

昭和五十二年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W